

平成22年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日(9月14日)

1 開 会	4
1 日程第1 会議録署名議員の指名	4
1 日程第2 会期の決定	4
1 日程第3 諸般の報告	4
1 日程第4 常任委員の選任	5
1 日程第5 議会運営委員の選任	6
1 日程第6 一般質問	6
喜山 康三君	6
川村 武俊君	23
供利 泰伸君	35

第2日(9月15日)

1 日程第1 議案第32号	53
1 日程第2 議案第33号	54
1 日程第3 議案第34号	55
1 日程第4 議案第35号	56
1 日程第5 議案第36号	57
1 日程第6 議案第37号	64
1 日程第7 議案第38号	65
1 日程第8 議案第39号	66
1 日程第9 認定第 1号	67
1 日程第10 認定第 2号	67
1 日程第11 認定第 3号	67
1 日程第12 認定第 4号	67
1 日程第13 認定第 5号	67
1 日程第14 認定第 6号	67
1 日程第15 認定第 7号	67
1 日程第16 認定第 8号	70

1	日程第17 特別委員会設置及び委員の選任について	72
---	--------------------------------	----

第3日(9月27日)

1	日程第1 同意第 2号	79
1	日程第2 認定第 1号	80
1	日程第3 認定第 2号	81
1	日程第4 認定第 3号	81
1	日程第5 認定第 4号	82
1	日程第6 認定第 5号	82
1	日程第7 認定第 6号	83
1	日程第8 認定第 7号	83
1	日程第9 認定第 8号	84
1	日程第10 陳情第17号	85
1	日程第11 陳情第14号	86
1	日程第12 陳情第16号	87
1	日程第13 発議第 7号	88
1	日程第14 発議第 8号	89
1	日程第15 閉会中の継続審査・調査について	90
1	閉 会	91

平成22年9月 第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
9	14	火	本会議(開会) 議会運営委員会・一般質問・委員の選任・事業箇所調査・常任委員会(総務厚生・文教経済)
	15	水	本会議 議案審議・決算審査特別委員会
	16	木	決算審査特別委員会・常任委員会(総務厚生・文教経済)
	17	金	休会
	18	土	休会
	19	日	休会
	20	月	休会
	21	火	休会
	22	水	休会
	23	木	休会
	24	金	予備日(議案整理日)
	25	土	休会
	26	日	休会
	27	月	本会議(閉会) 議会運営委員会・常任委員会(総務厚生)

平成 22 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 22 年 9 月 14 日

平成22年第3回与論町議会定例会会議録
平成22年9月14日(火曜日)午前9時49分開会

1 議事日程(第1号)

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 一般質問

2 出席議員(12人)

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 本 畑 敏 雄 君
7番 坂 元 克 英 君	8番 喜 村 政 吉 君
9番 野 口 靖 夫 君	10番 麓 才 良 君
11番 大 田 英 勝 君	12番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員(0人) 欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(14人)

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長 猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環 境 課 長 港 沢 勝 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商 工 観 光 課 長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教 委 事 務 局 長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 池 田 直 也 君
与 論 こども園 長 岩 山 秀 子 君	茶花こども園 長 林 健 君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午前9時49分

議長（町田末吉君） おはようございます。傍聴の方々ありがとうございました。

たくさん傍聴いただきましてありがとうございます。

議長（町田末吉君） ただいまから平成22年第3回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番福地元一郎君、9番野口靖夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月27日までの14日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要については、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成21年度与論町健全化判断比率の報告、平成21年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、お目通しください。

また、監査委員から平成22年7月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その一部の写しを配付してありますので、お目通しください。

なお、平成22年第2回定例会において議決しました「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書」については、内閣総理大臣及び法務大臣にそれぞれ提出しております。

閉会中における町外での会議・活動等につきましては、次のとおりであります。

また、議会だよりにつきましては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちよう議会だより第96号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

議長（町田末吉君） これで、諸般の報告を終わります。

----- 日程第4 常任委員の選任

議長（町田末吉君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、麓才良君、本畠敏雄君、川村武俊君、福地元一郎君、大田英勝君、喜村政吉君、以上6人を総務厚生常任委員に、野口靖夫君、喜山康三君、林隆寿君、供利泰伸君、坂元克英君、町田末吉君、以上6人を文教経済常任委員に、それぞれ指名いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前9時53分

再開 午前9時53分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生常任委員長に麓才良君、同副委員長に本畠敏雄君。

文教経済常任委員長に野口靖夫君、同副委員長に供利泰伸君、以上のとおりであ

りますので、報告を終わります。

日程第5 議会運営委員の選任

議長（町田末吉君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、喜村政吉君、麓才良君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君、以上5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前9時54分

再開 午前9時54分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に喜村政吉君、副委員長に麓才良君。

以上のとおりでありますので、報告を終わります。

日程第6 一般質問

議長（町田末吉君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に、発言を許します。

5番、喜山康三君。5番。

5番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

5番（喜山康三君） 平成22年第3回定例議会一般質問をいたします。

質問に先立ち、去る8月6日本町において、大変残念で悲しい交通事故が発生しました。心から御冥福（めいふく）をお祈り申し上げます。町民一丸となり交通事故防止と安全運転に一層努めるとともに、今一度道路、交差点、街頭など交通安全

確保のための点検を実施し、事故防止策を講じるよう当局に要望いたします。

一般質問に入ります。

1 合併浄化槽設置に係わる蒸発散設備について

- (1) 平成14年第4回定例議会において、蒸発散設備を設置しなければならない法的根拠について伺ったが、現在もその見解は同じか。
- (2) 蒸発散設備いわゆるタフガードへの町補助金額及び補助が廃止されたその理由について。
- (3) 合併浄化槽設置に係る県への手続はどのようなものがあるか。また、平成14年度から本年8月までの合併浄化槽設置者数及び蒸発散設備（タフガード）の設置者数はいくらか。

2 観光産業の振興策について

- (1) 本町の観光産業について検証されたことはあるか。
- (2) 本町観光産業振興の将来への布石となる施策をどう考えているか。

3 公共工事における事業内容の表示・公表について

- (1) 公共工事の事業内容については、現地に案内表示板を設置するとともに、インターネット上の公表を積極的に推進していく考えはないか。

以上について、引き続き質問者席から質問させていただきます。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの喜山議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に1の(1)についてお答えいたします。水質汚濁防止法では、法第14条の4で、都道府県及び市町村に対して生活排水対策に係る施策の実施を、国に対しては地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の支援を義務付けています。また、第14条の5では、国民の責務として、「国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない」ことが規定されていることは変わりありません。

現在の放流先については、平成17年4月から適当な放流先がない場合について、県が定める「浄化槽事務取扱要領」により、合併処理浄化槽についても地下浸透が追加となり地下浸透及び蒸発散方式を選択することができるとしています。

次に1の(2)について、お答えいたします。

蒸発散設備への町の上乗せ補助については、平成17年度から廃止されています。理由については、財政難などの理由によって廃止となっています。

次に1の(3)についてお答えします。

合併浄化槽の設置に係る県への提出書類については、設置者から町へ提出された

浄化槽法第5条に係る設置届出書及び添付図書として周辺の地図、建築物の平面図、浄化槽の位置と給排水管図を明記した配置図。

工場生産浄化槽の場合、型式適合認定書別添仕様書及び図面、地下浸透及び蒸発散チェックリストを町から意見書を付して進達しています。

平成14年度から本年8月までの町の合併浄化槽設置補助事業による設置者については258基、蒸発散設備（タフガード）の設置者数は134基であります。

次に2の(1)について、お答えいたします。

本町の観光のはしりは、昭和40年代初期、当時日本の最南端（国境）の島というキャッチフレーズで典型的なブームにより観光産業が興りました。

しかしながら、昭和54年、55年の最盛期をピークに入込客数の減少が続き、残念なことに昨年は6万人を割り込んでいる現状です。

その間、観光産業の復興を目的に話題の創出（パナウル王国建国・ミコノス島との姉妹盟約等）や各種イベントの開催・マスコミPR等対策を講じてまいりましたが、ブレーキ策とは言い難く本日に至っています。

観光施策として、昭和56年度に与論町観光基本構想で策定されたものを参考し、隨時検討を重ねながら将来像として観光の島づくりをシミュレーションしています。

また、10年ごとの与論町総合振興計画を策定するに当たり、関係者等とも検討を重ね推進してまいりました。

近いものでは、平成19年度は「ニューヨロンピア計画」と題し、与論島への観光客のロングステイ及びUICターン誘致に向けた環境調査を実施。平成20年度はあまみ島博モニター事業による調査を実施。

5番（喜山康三君） 簡潔に答弁してください。だらだらと文書ばかり読まないで、そんなのぜんぜん答弁になってないです。的確に答弁してください。時間ばかり費やして。

町長（南 政吾君） ですから、その説明をするには、これだけ言わないと説明の内容が理解できないので、答弁しているときには常識的に言葉を慎むのが当たり前ではないですか。

5番（喜山康三君） 答弁にならない、それは。

町長（南 政吾君） あなたが聞いたことについて答えているのです。

平成20年度はあまみ島博モニター事業による調査を実施。平成21年度は奄美群島交流事業の中で、WG（ワーキング委員会）による問題提起やアンケート調査結果等を取りまとめ、隨時対処してまいりました。

また、第5次総合振興計画の策定に向け「観光ルネサンス事業」の中で、低迷し

ている現状に即したビジョン・理念・手法・目標等について、抜本的に見直しを図りながら推進体制を整えてまいりたいと考えています。

次に2の(2)についてお答えいたします。

本町観光の最盛期であった昭和54年、55年に120余軒存在した宿泊施設も、大型リゾートホテルの進出や観光客の減少の影響もあり、大多数が廃業し、今年度5月の観光協会総会時点でホテル5軒、民宿22軒の合計27軒で受入れを行っています。

当時の観光は、典型的なブーム型であり、「大海の自然」と「素朴な国境の島」として京阪神からの船便を利用した若者（大学生等）が主流の観光でした。

陰りが見え始めた昭和の末から平成初期にかけ、観光PRの一端として立ち上げた各種イベントが、毎年趣向を凝らしながら現在も継続していますが、時代に即したものとの取入れや内容について検討してまいりたいと考えています。

今後の方向性として、先に述べました各種事業報告書等を再考し、「島全体でのもてなし」を目標に、一層魅力ある観光地づくりを目標にしたいと考えています。

また、観光情報発信の一元化や観光キャラバンの展開及びアンテナショップの設置、マスメディア等を積極的に活用した誘致活動を推進してまいります。

さらに、修学旅行生の誘客対策として、体験・滞在型観光の拠点となる「ゆんぬ体験館（仮称）」の内容充実（ゆんぬツーリズム体験メニューの開発及びガイド育成）や老朽化した観光関連施設の改修等を図るとともに、与論観光の原点である「美しい自然」と「素朴な人情」や「島の歴史・文化」を継承し、癒しの島・元気のもらえる島として多くの観光客の心に残る観光地づくりを目指してまいりたいと思っています。

最後に3の(1)について、お答えします。

公共工事の内容の表示方法につきましては、工事発注の際、特記仕様書において、土木工事安全施工技術指針、国及び鹿児島県制定の関係法規や関係通達を遵守し、工事施工することとしています。

工事期間中においては、工事名、工事内容、工期、事業主体名、請負者名、連絡先、現場責任者を明示した工事標識を義務付けているところであります。

しかしながら、直営で行っている工期が比較的短い軽微な工事については、案内表示板が設置されていない場合もあることから、今後検討してまいりたいと考えています。

なお、本町のホームページ上の「入札情報」でも公表しているところですが、速やかに更新を行い最新の情報が提供できるよう検討してまいりたいと考えています。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 執行部と議員の皆さんには、7月に県の土木部の生活排水対策室から私がいただいた回答書をコピーして配布してありますので、これお目通しいただければ。

町長に質問します。この1番の(1)の答弁ですが、私の質問に対してぜんぜん答弁にならないないです。

私は、蒸発散設備を設置しなければならない法的根拠について伺ったが、現在もその見解は同じかということをお聞きしているのです。このことについては、どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 私どもは、何回も申し上げているとおり、前回平成14年度にも質問があったのですが、そのときも大体これと同じような回答をしたわけであります。

これは、この回答を御覧になれば分かるとおり、私どもは県の指針に従って行っているわけであります。現在も一緒であります。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私は、この合併浄化装置のいわゆる排水については、合併浄化槽から排水された時点で、この水は環境に影響がないと、そういうことを前提として国の認可を受けた合併浄化槽から環境に排出されるわけで、この水に対しては一切基本的には法的規制はあるはずがないと、その旨町長には言いました。

しかし、県の指導では、蒸発散装置を付けなければならぬこと、そういうことで答弁されたことは間違いないのです。いかがですか、町長。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その蒸発散でやらなければならぬというのは、平成14年6月から要項の内容が変わったということで、平成17年4月1日から地下浸透でいいと、蒸発散がそれはいいことはいいのですが、それでもいいということになっています。

議長（町田末吉君） 引き続き、町長。

町長（南 政吾君） そのことについてですが、その件については県の方の広報と、それから県から直接業者の方への指導を行っているというふうに聞いています。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長の答弁と現場の状況というのはまったく違います。つい最近まで合併浄化槽を付けるなら必ず蒸発散設備を付けなくちゃいけないと、そうしないと合併浄化槽に対して補助金は出しませんよということで、町の役場の担当者

からは町民のほとんどがそういう説明を受けてますが、それはどう説明するのですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件については、町の職員がそういうふうに言ったのは、平成17年4月1日から、内容が変わってきましたので、それ以前のことであって、その後からはしなければならないということは言っていないと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 課長、先日、設置者の合併浄化槽の設置と蒸発散装置についての資料を頂いたのですが、客観的にこの数字を見ても合併浄化槽を付けるなら蒸発散を付けなさいと義務付けて、担当もそうおっしゃったし、また業者の方も町からそういう指導を受けていますということで聞いていますが、それはどういうことですか。それは間違いありませんか。

今、町長があっしゃったように平成16年度からは別に蒸発散設備はもう付けなくても、それは義務にはなりませんと、地下浸透する方法もありますということで指導してありますか。私が聞いた限りでは業者の方には、ただ一人としてそういう方はいらっしゃいませんでしたよ。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） 私どもの方から町民に対しまして浄化槽を設置する場合にはどうこうしなさいという広報はしておりませんが、浄化槽の設置届について受付けをする場合につきましては、その時点で氏名とどのくらいの大きさ、何人槽かをまず受付けをいたします。その後に浄化槽の設備をなさる方が設置届を出してくるわけでございますが、そのときに私どもが与論町の方で、「こうしなさい」「ああしなさい」と言ったことはございません。それは、業者さんの方と施主さんの方で話し合いをなされて地下浸透がいいか、蒸発散がいいか、側溝に放流する方法がいいかというのはその時点で申請書を書いて持っていらっしゃいますので、施主さんと工事業者さんと。

5番（喜山康三君） 答弁は短めに、はい、5番。

環境課長（港 沢勝君） 工事業者さんと相談をして申請されたものと思っています。

議長（町田末吉君） はい、5番。

5番（喜山康三君） 随分町民の声と、そしたら業者がうそをついているということになるのです。業者さんが必ず蒸発散をしなければ合併浄化槽に対しては補助金が出ませんのでということを言われてるのです。まあいいです。

そしたら町長、与論町から徳之島保健所に対して意見書を付けて浄化槽を設置す

るときには文書を出していますが分かりますか。

与論町で浄化槽を設置する人は、設置届出書と今言われた文書を作成して、業者さんを通じて与論町に提出して、与論町が意見書を付けて徳之島保健所に提出されるとおっしゃいましたよね。この意見書という添付する文書というのは公文書ですね。間違いないですね、公文書ですよね。いかがですか。公文書か私文書か、どうなのですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 勉強不足あれですが、公文書だと思っています。ただし、私のところまではのぼってこないです。その意見書についてはですね。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長のところに上がってこなくても町長の名前で、町長の名前の印鑑を押して意見書という形で県の事務局の方に、保健所に出す以上、それは目を通さないが、それは公文書に間違ないと私は思うのです。

そしたら、課長にお聞きしますが、徳之島保健所にその意見書を出しますよね。意見書の中に放流先という項目があると思いますが、その項目先にどういう文言があるかちょっと読んでいただけますか。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） すみません。手元にございませんので、取り急ぎ取り寄せたいと思います。失礼します。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 時間がないので、このぐらいは準備して答弁の準備はしなさいよ。その中に、設置者で設置場所、放流先、その他留意点というのが、いわゆる4項目あるのです。その放流先に公文書に放流先の中に側溝、河川、農業用水路、蒸発散、地下浸透、その他、その次に驚くなられタフガードっていうのがあるのです。タフガードって御存じですか、町長、はい。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） タフガードの内容について、普通一般的には、私が町長の立場で知らなければならないということはないと思いますが、お答えいたします。タフガードというのは蒸発散の1つの方法だと考えています。いろいろ流す前に、いわゆるろ過装置だと考えています。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） これは蒸発散することの意味ではなくて、蒸発散する設備のあるメーカーの商品名です。

町長（南 政吾君） だから、ろ過装置でしょ。

5番（喜山康三君） だから、ろ過装置は商品名です。だからタフガードがろ過装置の蒸発散です。蒸発散の商品名です。だから、一企業の商品名が公文書の中にこうしてうたわれるということはどういう意味ですか。それを説明してください。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） すみません、私にも説明の機会を与えてください。

当時、平成14年に喜山議員からの質問に対しまして、答弁の原案を作成した者としまして非常に責任を感じていますが、先ほどから喜山議員さんの方は当時の蒸発散装置をしなくていいというようなことを盛んにおっしゃっていますが、これは平成14年の県の浄化槽事務取扱要領にあります。その第3節に適当な放流先がない場合、地下浸透方式というのがあるのですが、その（イ）に単独処理槽の2次処理の排水であることというふうに限定しています。このときには、合併浄化槽の地下浸透は認められないとはっきり県の要項にありました。

その後、いろいろなことがあって要項の見直しがなされたと思うのですが、これはある意味、町長は担当を信頼して、先ほどからしきりに議員さんがタフガードとか専門用語をお使いになるのですが、これはすべてを町長が把握しているわけではありません。そういう点では、あまりそういう専門的な用語について町長に質問することは、私は適当ではないと思います。

5番（喜山康三君） ちょっと待て。

教育委員会事務局長（野田俊成君） 僕は適当ではないと思いますが。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私ね、あなたに町長の擁護の答弁をせーなんて言ってないのだ。公文書の中にタフガードと書いている以上、これは一企業の商品名です。一企業の商品名を公文書に書くということは、どういう意味があるかということを聞いてるのであって、これがうんじやかんじや聞いてないのよ。

普通、公文書の中に一企業の商品名の名前を書いて官庁に出すということ自体が異常ではないですかと言ってるので。

この公文書自体が非常に誘導的ではないですかと言ってるので。分かる、意味が。

教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、答弁。

5番（喜山康三君） 町長だよ。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） それは、各々の判断の問題になると思いますが、公文書に例えれば括弧でどういう文書が出ているか、私は見ていてあれですが、括弧で例とし

て出すということはあるかと思います。ただし、タフガードという名前だけで出すということについては、ちょっと検討しなければならないと思いますが、ただその装置がそこのメーカーだけしかないときは、やむを得ない場合があると思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 要は、私が言いたいのはこの意見書に、町長、これが意見書です。はい、これ持って行っていいです。

そういう公文書の中に 41メーカーの商品名を入れていいかということです。だったら与論町が建物を発注するときに、このサッシは何とかメーカーの何とかという商品を使わなくちゃいけないということで、発注・入札しますか。公平性を疑うのです、普通。

だから、私が言うのはここに蒸発散という言葉をうたっていながら、なおかつここに別の商品名を 41メーカー、もうそれはいいです。

だから、公文書としておかしいですと、こういうやり方は見る人によっては担当者は蒸発散ではタフガードをしなくちゃならないのではないかということで理解するのです。そういう誤解を招く恐れもあると、それはどうですかと言ってるので

す。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） それは、その他と書いてからタフガードと書いていますから、その他のものもあるということですから、そういう判断にはならないと思います。

それから、発注するときに特殊な企業の名前を使いますが、その用途によって、例えば車など、この車しかないというときにはそれはもう指名しないとできないわけで、そういう場合は個人の企業を出すということが全部間違いということには当たらないというふうに思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 町長にこの意味の問題を問いただしても、全然要領を得ないです。

私は、公文書の中に1つの商品名を記述して提出すること自体がおかしい話であって、こういうことはあってはいけないことだと思う。ましてや、担当者とかについては、これを付けなくちゃいけないみたいな誤解を生むもともなっているのではないかと、まずそれを指摘しておきます。

そして、次に私が今問題にしているのは、最初配った県からの回答書です。これをよく読まれると分かると思いますが、県がいかにあやふやな指導要領をしているかということです。

これについて、ちょっと今読みますが、浄化槽の放流先については、本県では鹿

児島県浄化槽事務取扱要領において定めていますとなっていますが、その次に地下浸透及び蒸発散施設の構造基準を示しておりました。これは今町長が言われるタフガードを町が付ける指導をした根拠になっているのです。

その次に、しかし、施設構造が実情に合わない現状もあったことから、平成21年4月に新たに地域の実情に即した構造とすることという規定を設けるという形になって、いわゆる地下浸透又は蒸発散など地域の実情に合わせて対処していただくことになりますという形にして、ここには施設構造基準ということを出してないのです。

要するに、ずっと前は施設構造基準を出して、いわゆるタフガードや地下浸透のための施設を付けなさいみたいな形で指導していて、今はその構造基準を全部外してきているのです。これはいろいろな問題があるということで、これは町が悪いということだけでもなく、県の指導要領のやり方もおかしいということです。私が言っているのは。

そして、県の指導要領も以前は合併浄化槽を付けたときには、蒸発散があるいは地下浸透を付けなさい。そして、そのための構造基準はこれですよみたいなものを示してきたのです。けれど、今となってはこの構造基準自体すら取っ払ってきているのです。要するに、こういう施設は別に取り付ける必要はないです。その地域の事情によってやってもいいですよという意味で、平成21年度からはなってきているのです。

だから、私が言っているのは確かに県の指導要領で町は従って仕事をやらなくちゃいけないという法的根拠があるという説明はしているけれど、私が国に対して、国の合併浄化槽推進室、環境省にあるのですが、その担当官に質問したのです。要するに、国としては合併浄化槽から排出する水は、基本的にはもう環境にどういう形であっても流していくことを前提にこの法律はなっていますと、お分かりですか。

要するに、垂れ流ししようが何しようが海に流そうが、基本的にはこれについては規制はないですよと。しかし、近くに井戸があったりとか隣の家の人家に流れていくとか、隣接地に流れていくとかそういう別の形の被害や害がなければ基本的にはこれに関しては特段な規制はありませんよということです。そういう説明を受けました。それを突き詰めて考えると、逆に放水した水にこういう設備を付けなさい、こういう機械を付けなさいといって県が指導したことはおかしいよと言っているのです。いいですか、町長。私はこれを知っているのです。

そして、これを町は丸のみにして、はいそうですか、やらざるを得ない立場にあることはよく分かります。

しかし、私は平成14年度にこのことは法的根拠はないですかということで町長にお聞きしたら、法的根拠があるものと思うという答弁をされているのです。

要するに、鹿児島県がこういうことをしているのは、私は鹿児島県も日本全県もかと思ったのです。沖縄県も宮崎県も全部県庁に全部電話をかけて、全部調べたら一切そういう指導をしてないのです。いわゆる放水先についての構造基準の形の指導はしていないのです。

要するに鹿児島県は、私たち住民の無知につけ込んで使わなくてもいい大きな金額を使って、大変なお金をみんなでたらめに使っているということです。結果的にそうなるのです。

今回も私、県の生活排水対策室に抗議したのです。おかしい指導をしているではないですかと、こんなの与論町議会のレベルの問題ではないです。県議会で取り扱うべき問題です、これは。県の指導がおかしいためにこれだけ被害を受けてるのだから、与論町民は。

だから、町と県はこれに対して与論町の住民に対して金を返せと言っているのです、私は。これは詐欺だよ、詐欺。私はそれを指摘しているのです。

いかがですか、町長。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 喜山議員がおっしゃるのも一理分かりますが、私どもは少なくとも鹿児島県の中に住んでいる以上、やはり県の指針に従って、自分勝手に施設をしてから理屈がこうだから許可をくださいといって、許可が下りなかつたら、結局その施設はするなど、できないということになることもあります。ただ今議員が指摘したことについて、やはり私どもの立場から県の方には申し上げながら、徐々に変えていくという方法しかない。

しかし、この件については、もう既に県の方が変更してきているわけで、もう施設はスムーズにできますので、今後はそれに従ったかたちでやっていきたいと思いますが、ただ今までの件については、議員がそう言われても、じゃあこれはこうですからと、私ども独断でやってそれを許可してくださいと、出した場合に許可にならないというのは、これはもう目に見えているわけであります。というのは、町民が一番、町民の方が迷惑を受けるということになるわけでありまして、このことについては今までそれができなかつたのが現状であるというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、平成14年のときも言われたのですが、私どもは飲料水を地下水から求めているということがありまして、特段にほかの地域よりは地下水に対する配慮はなすべきものがあるというふうに私ども行政としては、それを基本において少な

からずそういうことは常に頭に置いて行政をしているということも御理解をいただきたいと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） だれも地下水を汚そうとか、環境を汚そうとかは考えてないです。ただ、私が言うのは、たとえ蒸発散設備タフガードを付けてもその廃水の浄化には何ら効果はないのです。浄化の意味はないのですから、蒸発散は。

だから、地下水を保存するとか、きれいにするとか、それは論外の話です。少なくとも私が言うのは、平成16年11月に、与論町に鹿児島県から県浄化槽事務取扱要領印刷物についての送付という形で文書が届いているはずです。この中にこの件についての見直しがされているということでした。

ということは、それでほかの和泊、知名はどうなってるかということで調べたら、案の定、平成17年度から和泊、知名はいわゆる蒸発散装置は取り付けなくてもいいという形で指導されているのです。けれど、与論町だけは今日までずっと同じようなことをやってきているのです。これは、じゃあ町長どう答弁します。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） そのことについては、これは担当課長があれするべきだと思いますが、一応県からの通達方式で通達として来るのですが、それと同時に先ほども申し上げましたとおり、その県の広報とそれから業者を通じて、また先ほど課長が説明したように業者と町民が相談をして施設をするということになっているわけでありまして、その点がどうだったかという問題になるかと思いますが、その点はまた私ども町としてもある程度町民に対する啓蒙に問題があったのではないかという点も考えられるのですが、今後はそのことについては、徹底して注意をしていきたいというふうに思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 要するに、平成17年度からいわゆる要領を改めてその時点から和泊、知名の方も全部蒸発散の方は一切なしだと、地下浸透を認めていると、そういう指導をされているのです。

しかし、与論町は今日までずっとこのことを続けているということは、課長が怠慢ではないですか、歴代の課長が、そういうことです。

今、町長が課長と業者が相談してどうするかを決めるって、おっしゃっていましたよね。課長がちゃんと指導していないということではないですか。そしたら、少なくとも平成17年度から以降の与論町で合併浄化槽をした人に対しては謝罪して、弁償すべきではないですか。どうですか。課長答えてください。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） それは当たらないと思います。といいますのは、私ども職員は県から示されました浄化槽の事務取扱要綱にのっとってやっているわけでございまして、現在も平成21年4月からの事務取扱要綱にも、おっしゃるように、放流先といったしましては、このようにうたってございます。

放流先、適当な放流先がない場合は、放流水は地下浸透又は蒸発散させるものとするという具合になっています。そして、地下浸透の中と蒸発散方式の中に地域の実情に即した構造とすることと、そういう1項目が地下浸透にも蒸発散にもうたわるでございます。ということでございまして、垂れ流しというのは非常に困るということでございます。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） だれも垂れ流しをしようとは言ってないです、端末処理の在り方について、タフガードではないといけないというかたちで業者からも言わわれているし、与論町もそうしないと合併浄化槽に対して補助金も出さないということをいわれているから、そういうことを言っているのです。

そしたら、じゃあ業者がみんなうそをついているということですか。業者がお客様に対しきちんと説明をしないで、タフガードは別に付けなくてもいいです。地下浸透方式もあります。地下浸透のためのマスを設置するだけでもいいです。いろいろな方法があると思います。そのことについて、きっちと説明していますか、していないではないの。それは町がそうしなさいという形できちと指導していないからそうなるのではないの。

だから、課長の今の話では、いや役場は、私はちゃんと指導しているのだ、業者が勝手にやっているのだから業者の責任だということですか。

簡単に答弁してください。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） そうとられたのであれば仕方ございませんが、そのようには申しておりません。あくまでも施主さんと施工業者さんとが御相談の上、その点につきましては、相談なされて地下浸透あるいは蒸発散、側溝への放流、そういうものを決められて私どもの方へ申請されてきたものだと思っていますので、あくまでも町の方で蒸発散方式しかございませんよ、蒸発散方式でなければ補助金は出しませんよということは言っていないと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） こんなのはもう堂々巡りで、言ってないの、言わないの、それはもう町民が決めると思います。こういう行政指導の在り方で、与論町民が多大な損害を被ったということだけは、皆さん方に執行部の皆さんに、この辺についても

きちっと私は言っておきます。

これはもう、大分時間をとられましたので、観光産業の振興について聞きたいのですが。

町長、この答弁書は町長が書いたのではないのです。担当課長が書いたわけで、私は率直に本町の観光産業の検証ということは、ある意味では与論町がここまで観光客が来たことの本当の良い点、原因は理由はどこなのだと、いわゆる原点について、町長の意見を聞きたかったのです。

要するに、たとえ南の島であり、最果ての島であり、そういういろいろな地理的な事情はあったとしても、今日までこれだけの観光客がいらしたことに対して、私たちはひとつの感謝の気持ちはありますが、どこにそれだけの客を呼ぶ魅力があつて、どこにその要因があったか。まずそのことの検証も必要だと、そのことについて、ひと言でいいですから、町長がこれで与論は客が来たんだというのがあったら、それをお願いします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） このあれば推測しかできないのですが、昭和53、54、55年にかけてのあれだけの人数が来たお客様、来島者の分析をした結果ですが、ほとんどが船で来ているわけであります。飛行機で来るお客様は今の方がずっと多いわけであります。あの当時と比べてですね。

ですから、それを判断したときには客層の内容が変わったと、南志向で船で来られるお客様は南の方へ行ったということではないかと思います。ただ、与論の観光の根源は、やはり心でもてなすということを基準においたやり方をしないと、今後やっていけないのでないかというふうに考えています。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 私も心からお客様をもてなすというのは、たとえ観光客であろうがなかろうが、それはお客様を迎えるまず最初の原点だと思います。

その中で、私がいつも思うのは、やはり与論の観光はどこに原点があつて、本当に与論の良さというのはどこにあったんだろうかと、それをきちっと見直す必要があるのではないかと、やはりそれはお客様がいらしたときにどういう、歓待の仕方をしたか。それを考えた場合に、やはり海をテーマとした遊びをいかに提供したかではないかと私は考えています。すなわち、今いろいろな体験とかいろいろおっしゃっていますが、やはり海での体験、いわゆる海でのレジャーそういうものをどういう形でつくっていったかと、そのときには、民宿の皆さん方をはじめ、お客様を海に連れていって海水浴もしたり、ピシグンしたり、あるいはいろいろな弁当を作ったりとか、いわゆる海を主体にしたテーマでお客さんを歓待する原点が、私

はみんなあったと思っています。

私は、与論ならではのサービスは何かと考えた場合に、お客様の観光客の入り込みの数値の変動とか、飛行機が便数が少なくて値段が高いとか、外国の方が航空運賃が安いとか、観光客が減る理由を外部のせいにするべきではないのではないか、私たちが本来持っていた良さというものを失っているのだと、それを今から育てるため行政が何をするか。私が、一番今心配しているのは、以前にもホテル・旅館の老朽化をはじめ、これに対するいわゆる設備の更新など、何らかの補助策をつくっていただけませんかと、それをすることによって補助額が3分の1だったら、3分の2は受益者負担で出すと、そしたら小さな改造なり修理代で一定の島内の業者にも仕事が出ると、いわゆる町のお金を50万円出すことによって150万円の事業を誘引できると、そのことによってその150万円のお金が島内にできるだけ落ちる施策、改造とかそういうものはほとんど労力に入りますので、いわゆるそのお金が島外に出ていくのが非常に少ないと。

そういう意味からも、そういう形をしていただきたいということで提案はしましたが、私が今、心配しているのは、ホテル・旅館の老朽化をはじめ、民具館、ユンヌ楽園、百合ヶ浜のグラスボート組合など、いわゆる観光を支えていた宿泊以外の観光の裾野の方々が、もう今非常にあえいでいると、この方々に対して行政として何ができるだろうかということを、金を出すことだけでもないと思うのです。

例えば、民具館なりユンヌ楽園なりを、そういう観光関連で与論島に本当に重要な施設だと思うんだったら、業界の皆さんのが集まって、ひとつの結いの組織をつくって、何日間は労務で、お金は出せない代わりに労働で、屋根のふき替えとかそういうものを支援できるのではないかとか、必ず金を出さなくても、協働体制・協調体制を行政で音頭をとってやってもいいのではないかと。いろいろな方策について、もっと考えていただきたいと。

後継者問題とかいろいろ出てきています。与論にとっても観光にとっても、海の案内ではグラスボートとかそういう観光船も大事です。その観光船もあるいは処分されたり、売却されたりして与論からなくなっていくのです。いざといった時に観光客の受け入れ態勢がもうできない状態になりつつあります。この状態をどういう形で解決するか、そのことについても、もっと知恵を出して何か施策を講じていただきたい。それを町長には要望しているのですが、その件については、町長いかがですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その点は、もう全くおっしゃるとおりであります、特に昔昭和53年、54年ごろ活躍した宿泊施設の問題。観光客の減によって非常に窮地に

あるということについては、責任も感じていますし、どうにかせんといかんという思いで、今まで一生懸命やってきたつもりですが、今後は第5次振興計画の中で、観光産業をどういうふうに盛り立てるかということを一番最重点において、今後もいろいろな方々に検討をお願いして、やってまいりたいと思っています。

特に、財政面とかいろいろな面からいっても、今議員が指摘された昔の島の観光を支えてきた業種の問題についても、その解決なくしてはできない状況にあるというふうに認識していますので、今後ともまたいろいろな御指導をいただきながら検討してまいりたいというふうに思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） この間、民主党の打越国會議員がいらして関係業者の方々といわゆる意見交換会をされていますが、その中でも商工観光課の方からもいろいろ要望が出されています。もちろん国や県でしかできない事業もあると思いますが、その中で与論町の私たちの足下で何ができるかということをもっと見つめる必要があると、そのために何をどうすべきか。そのことについて、もっと踏み込んで具体的に提案する必要があると思う。

例えば、今与論にも台湾とか韓国、中国からの客の来島も増えていると聞いています。そのためには与論島にそういう海外からいらした方々に対する受入れはどんなものか。そしたら、与論町内の商店街の看板がみんな日本語しかないと、それにハングル語と中国語ぐらいはのせた形で看板をつくると、そのために一定の補助をしようと、そのために国に対して、今では国自体も観光庁までできて、外国の観光客の受入れをやってるのですから、この島全体をそういう形の看板とか、いわゆる観光パンフレットとか、そういう形をするために一定の制度をつくってもらうとか、ある程度事細かな形で案内板もそれでつくると、少なくとも3か国語、4か国語ぐらいでやると、それでまた新たな需要を引き出すと、そういう細かい施策も必要ではないかと思うので、この辺については担当課長、よろしくお願ひしておきます。いかがですか、課長の考え方。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） 今おっしゃったことは大変すばらしいことだというふうに考えていますが、この外国からの受入れ、こと台湾からの調査団が10月の初旬に入って来られます。そういう中で、この奄美の中でも各島々それぞれ持っている文化というのが多少違っておりますので、島々の特徴、特性を生かした観光地ということで何とか打ち出していければというふうに思っています。

幸い、今年総務省の事業をいただきまして、島の資源を再興しようということで、今、城の皆さん方と私たちの観光協会の方で二つの事業を展開していますが、

今後、今おっしゃった看板とかそういうものの案内板とかも、23年度以降の奄振のソフト事業の中に折り込んで隨時計画をしてまいりたいと思っています。

以上でございます。

議長（町田末吉君） 喜山議員に申し上げます。持ち時間10分前でございますので、よろしくお願ひします。はい、5番。

5番（喜山康三君） 観光に関しては、いろいろな宣伝方策とかいろいろあると思いますが、今はほとんどネットで見られて自分でチケットも空港も予約して、先般、11月からは東京・与論間がもう8,900円ですか、2か月前の予約ではそういう料金で来れる時代になっています。あとは、要は各島々がどういう予算を持って、どういうすばらしいものをつくり上げていくかの競争に入ると思うのです。飛行機賃がうんぬんとかという以前に、やはり島は島なりの良さ、いいものを取りそろえて受入れをどうつくるか。やはり、ある意味では南町長の観光行政の手腕が更に求められると、今日まで具体的な観光施策については、町長の政策が見えないのです。是非、きちっとした政策を立てて、これを実現していただきますよう要望しておきます。

続いて、次の公共工事に伴う内容の公表、表示についてですが、あちらこちらで公共関係の工事が産業振興課もあるだろうし、建設課もあるだろうし、教育委員会もいろいろあるでしょうけれど、やはり一体あれは何の工事だと、何のお金でやっているのだと。そういうふうに町民からもう次々問い合わせがくるのです。私たちも議員ではあっても、それを全部知る立場はないわけですが、考えてみたら確かにそうだと、この事業がどういう事業名で、どこからお金がきて与論町がどれだけ起債しているのか。そして、それに対して補償費があるのか、道路はどの大きさでどれだけの土地を買収したのか。その予算の内訳とか、この辺についてはできる限り、ネットを見る人は限られているのです。そういう意味では、積極的に公共工事の情報公開を進め、町民の理解を得ることも町長の大事な仕事の1つではないかと思います。

これについて町長、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） そのことについては、今まで注意してやってきたつもりですが、なお一層町民に分かりやすいように、島の変化について、建築だけではなく、できるだけそういうふうなことが分かりやすいように心掛けてまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 金額の大きな事業だけでなく、小さな事業でもどういう内容

か、少なくともベニヤ板1枚ぐらいでも表示をして、その表示項目をどういう形にするかとかは、そちらで内部で検討されると思いますが、できるだけ町民に対して親切な情報公開をしてやるということは、町行政を推進していく上で町民の協力を得るためにも、その辺はやはりしっかりしていかなくちゃいけないと、何が何か分からないで、何がどこに使われたか分からないで、議員は何をしているのだろう、町は何をしているのだろうということでは、やはりいけないと思うのです。できるだけ町の情報は公開して皆さん方に御理解をいただいて、そして事業がスムーズにいくようにですね。一番心配するのは、事業箇所における交通安全対策、事業箇所の周辺に作業員の車を駐車したり、周辺住民や通行する方々の安全に対しての配慮が少し欠けているのではないか。その辺について、担当課長はどのような考え方で今後されるつもりか、伺いたいと思います。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） お答えいたします。

ただいま議員の方から大変貴重な御意見をいただきまして、感謝しているところでございます。確かに工事現場とかそういうところにおきましては、与論の場合は特に道が狭いこともあったり、またカーブが多い所もございまして、工事期間中とかそういう所に作業員の車等がある関係で見通しが悪いとか、そういう危険な例が見受けられることもありますので、そこら辺は現場を定期的に巡回いたしまして指導してまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 以前に、公共工事をしていた周辺で死亡事故が発生したということもありました。いずれにしても公共工事は、特に私たち議員にもその責任はあります。きっとその周辺の安全管理、また労働者の安全管理も徹底されますよう要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

議長（町田末吉君） 以上で5番、喜山康三君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

議員の皆さんに申し上げます。続行してやりますので、用足しがある人は挙手をしてひとつお願いいいたしたいと思います。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

1番（川村武俊君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

1番（川村武俊君） 日本共産党議員団の川村武俊です。

まず初めに、8月16日付けのスポーツニッポン紙は「サンゴ礁は陸地、奄美群

島仰天陳情へ」という見出いで、鹿児島県奄美群島の奄美市など12市町村の議長会は島を囲むサンゴ礁を陸地として、市町村の面積に算入できるよう年内にも国に陳情する方針だ。面積や人口をもとに配分する地方交付税の増額につながるのがねらい。12市町村の議会事務局は、陳情が認められれば地域活性化や漂着ごみの処理などの環境保全に使いたいとしている。奄美群島市町村議会議員大会で、与論島の与論町、沖永良部島の知名町、和泊町の3町が合同で提案、他市町村も賛同したとする記事を掲載しました。与論発の奇策ともいえるアイデアが、奄美群島を巻き込んで全国に広まっています。地方分権がうたわれ、環境対策が急務となっている今日、この提案が認められることは多くの島々の人々にとって、そして日本にとつても大きな意義を持つものであります。それでは、2010年第3回定例会において先般の通告に基づいて質問いたします。

1 役場の庁舎の建て替え・移転等についてであります。

- (1) 役場庁舎は災害時には最前線基地となるべき施設であることから、耐震性等の安全面やその機能の点でも早急の建て替えが望まれるがどう考えておられるのか、お伺いします。
- (2) また、役場は更には避難場所ともなり、本町の頭脳の中枢でもあるが、現在の位置は昨年のチリ沖地震時に津波警報が出された際には避難勧告地域内に入っている、場所が大変懸念されるところであります。庁舎の移転等も含めて、どうお考えになられるのか、伺います。

2 過疎債の活用についてです。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法いわゆる改正過疎法が今年の4月1日から施行されることに伴って、本町も過疎地域に指定されましたが、これにより過疎対策事業債いわゆる過疎債が使えることになり、またその使途についても従来のハード事業に限定されていたものが、ソフト事業まで拡充されたところであります。この過疎債をどのように活用していくお考えであるのか、伺います。

3 子供のスポーツ振興のための補助についてであります。

- (1) 外海離島である本町ではスポーツ大会等に出場・遠征するには海を渡らなければならず、多額の費用を要しています。特に子供のスポーツ振興を図る上で、その費用をどう工面するかが課題となっていますが、どのようにお考えであるのか伺います。
- (2) それから、各スポーツ少年団は、遠征費用を確保するために様々な取組を行っており、空き瓶回収等による売上金も重要な財源となっています。リサイクルセンターの売上げの一部を子供のスポーツ振興の財源に充てるような仕組みづくりはできないか、お伺いします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、1の(1)についてお答え申し上げます。

役場庁舎は、昭和42年3月の完成以来、43年が経過していますが、その間、増改築や改修等を行なながら、現在に至っています。

近年、天井スラブや軒先スラブのはく離等が見られることから、1、2階の天井スラブの点検や軒先スラブのはく離部分の応急処理等を行っています。

御指摘の建て替えの件につきましては、建設的で、誠に有り難い御提言でございますが、庁舎建設基金がきん少であることに加え、学校建設や環境関係施設等の整備に、今後多額の費用が見込まれることから、財政面では大変厳しい状況にあります。

今後、公有財産建物建設検討委員会等で検討してまいりたいと考えています。

次に、1の(2)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、役場庁舎は海岸線から数十メートルに位置しています。

平成22年8月に策定した与論町中心市街地活性化基本計画において、役場庁舎については、津波などの災害時には近隣住民の避難場所となり得るような構造にするとの提言がなされています。

また、現在策定中の第5次総合振興計画においても、新庁舎整備計画の策定を明記する方向で検討を進めているところであります。

今後、防災面も含め公有財産建物建設検討委員会等において総合的に検討してまいりたいと考えています。

あと、2の(1)と3の(1)については、教育長からお答えいたします。

議長（町田末吉君） 過疎債。

町長（南 政吾君） 大変失礼いたしました。1つ飛ばしました。

2の(1)について、お答えいたします。

これまで、奄美群島内の市町村において唯一、本町だけが過疎地域から外れておりましたが、御指摘のとおり過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い本町も過疎地域に指定されました。

現在、ほとんどの事業を辺地債で対応しているところですが、今後過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域自立促進計画を策定することになっていることから、ソフト事業を含め総合的に検討してまいりたいと考えています。

なお、地方債残高や公債費率も改善傾向にあることから、与論町自立化計画への提言も踏まえながら、財政の健全化も合せて検討してまいりたいと考えています。

大変失礼いたしました。

3の(1)と3の(2)については、教育長からお答えいたします。

どうもすみません。3の(1)は教育長の方でお答えしまして、3の(2)については、私の方でお答えいたします。

3の(2)についてお答えいたします。

スポーツ少年団が各大会に出場し、輝かしい実績を残していることは承知のとおりであります。リサイクルセンターにおける21年度決算によると、総収入は125万5,630円であり、そのうちペットボトル、空き瓶、アルミ鉄類の売上げは20万8,680円であります。歳出については、1,112万7,116円であります。いわゆる経費がそれだけかかるということでございます。このような状況から、売上げの一部をスポーツ振興の財源に充てるというのは、かなり無理があるのではないかと考えています。

むしろ、各スポーツ少年団が空き缶等を収集し、それをリサイクルセンターに持ち込んだ場合に、それをプレスしたりするようなことであればお手伝いできるかと考えています。

大変失礼いたしました。3の(1)については、教育長からお答えいたします。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） それでは、3の(1)についてお答え申し上げます。

現在、本町には、サッカー・バレー・水泳・剣道・空手の5種目、7団体のスポーツ少年団がありますが、町スポーツ少年団交歓大会で、選抜された団体・選手が大島地区スポーツ少年団競技別交歓大会に出場しています。昨年度は、奄美市で開催し4競技57人が参加していますが、本年度は5町村での分散開催となっており、5競技で60人が参加しています。今年度は、総費用額の7割を補助しています。

確かに、子供たちが大会に出場するためには、多額の費用を要するため、保護者の負担も大きいものと思われますが、厳しい町財政の状況からかんがみて要望にこたえ切れていないのが実情であります。

また、近年スポーツクラブの充実により、これまでスポーツ少年団所属だった幾つかの競技がスポーツクラブに移行していますが、スポーツクラブ所属の少年団の対外試合に対しては、現在スポーツクラブから団員1人当たり1,000円の助成をしています。今後、こうしたスポーツクラブを含めたすべてのスポーツ少年団の対外試合への補助金も検討してまいりたいと思います。

なお、海洋クラブの小・中学生会員を対象に、島外での競技大会参加款への助成も行っているところであります。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 庁舎の建て替え移転等についてですが、これは平成20年度の第3回定例会において、喜山議員の方から質問されているのですが、私の方としても重複しないようにしたいと思っています。

また、この間国政も大きく変わっています。その点を踏まえて質問をしたいと思います。

最近、庁舎の建物の一部がはく離し落下したということを聞きましたが、町長の方は御存じでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 承知しています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 幸いなことに、この落下物による被害がなかったということです、本当に大事に至らずに済んでほつとしているところでございますが、その後のはく離落下については何らかの処置等をなされたのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） お答えします。

業者にお願いをいたしまして、1階と2階部分の天井の調査をいたしました。それと1階の向こうの軒先のスラブでございますが、これも業者にお願いをして、修理補修をいたしています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） やはり私ははく離落下する原因は庁舎の老朽化、あとは本当に耐震性の問題があるのではないかなどというふうに思っています。こういったことは本当に地震があった時に、本当に危ぐされることであり、やはり落下するということは本当に危ないという前兆だなどというふうに思っています。やはり、こういった一つ一つのものに、小さなものにも常に危機意識を持っていただきたいと思うのです。このようなことを少しでも見逃すことなく対処していくことが、今後大惨事を招かないことになるものと思っています。町長が2年前、この安全性の面について御答弁されているのですが、この間の御答弁では、19年度に業者に依頼し、庁舎内の1階と2階の天井のスラブのはく離部分の除去と調査を行いましたとして、1階町民室部分のはく離のほかには、特に異常は認められませんでしたというふうに御答弁されています。しかし、築40年たち老朽化が進み、安全性に問題があることが懸念されています。私は、先ほどのはく離落下するという話は本当の前兆であり、今回は耐震性や安全性の点ですごく問題があると思うのです。早急な対処をしていかなければいけないというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 本質的には、前に申し上げたとおりの回答になるかと思いますが、実はこの庁舎については非常に危険な状態にあるというのを認識しています。といいますのは、私どもは1の(2)にちょっと関連すると思うのですが、学校もはく離しているわけなのです、同じように。ですから、子供たちが先かこっちが先かというので、非常に迷いまして、結局学校から先にということで私としては決断しているわけです。そしてこっちを先にしようと、それまでは非常に気をつけてやろうではないかということで、いろいろな想定をした形での対応の仕方を検討するようにということで、今それをやっているところです。

それともう1つは、先般申し上げたのですが、実は与論のごみ焼却場から出る焼却灰は宮崎県に送って向こうで処理をしていただいているが、向こうとの契約がタイムリミットにきていまして、最終処分場をこっちに造らなければ、持つていきようがないというふうに非常に切羽詰まって、与論だけではないのです。奄美ではほかの島もそうですけれど、結局与論の場合は私がなったときから、もうやめるからということを宮崎県庁まで行って土下座して、平身低頭でこれまで延ばし延ばしてきまして、結局先般立長地区の方々のお許しをいただいて、いいよということで御理解いただきましたので、そこにそれを造ろうということで、学校と二つあるものですから、この次は必ず庁舎を造りたいということで、この二つだけはどうしても先にやらないといけない状況にあるわけあります。

ですけど、予算的にまた何とかできれば検討をしながら逐次やっていきたいというふうに思っています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 私も学校関係の施設をやはり優先させるべきだとこのように思っています。

しかし、やはり役場の方には200人近い職員が安全性に疑問を持ちながら働いているわけでございますし、また多くの町民の方が来庁されます。そういう方々の安全を保障するためにも、やはり早急な判断が私は必要だと思うのです。

また、将来の地方分権化に伴い、複雑・多機能化される、そういうのにも対応していかなければいけないというふうに思っているわけであります、その点も含めて、いろいろと機能充実のための建て替えの計画をしていただきたいと、このように思います。

また、役場庁舎というのは本町の頭脳の中枢であり、災害時の前線基地でもあります。そして、災害の緊急時のときには避難場所にもなるわけであります。ですから、庁舎が、倒壊したりあるいは災害避難勧告地域の中にあるということは、十分

に庁舎としての機能を発揮することができないと私は思っています。

ですから、是非この位置の問題についても十分に検討していただきたい。このように思いますか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今後そのような検討をしてまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） いろいろと茶花市街地の活性化の問題とか、そういうもののやはりあるとは思うのですが、どうしても優先させなければならないのは町民の命の保障でありますから、その点を考慮に入れて計画を進めていただきたい、このように思います。

次に、過疎債の活用についてであります。いよいよ本町も高齢化時代に入りました、もう既に人口が減少して過疎地域に指定されるということになりました。本当に複雑な思いではありますが、町長は、過疎化になった原因とその対策をどのようにお考えになられるか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） すみません、その前の方の1の(2)についての考え方を少し述べさせていただきたいと思います。

実は、今役場の前に観光課と観光協会を中心とした3階建てを計画してございます。と言いますのは、そこが道路になるものですから、防災センターにある機材をまず移さないと道ができないということで、それは遠くには持つていけないものですから、役場の頭脳のほとんどは向こうに入っているのです。この中にもありますが、それも含めて全部頭脳を、津波等があった時の避難場所も含めて、ちゃんとした建築で、きちんとしたものを造って3階にその頭脳を集結したいと。もう1つ考え方がある、こっちに役場が本体ができるのかということも考えて独立してでもできるような考え方で検討をしているところであります。

それともう1つは、津波とかいろいろなそういう災害のときに、ある程度町民とかの避難場所になるような施設をするということで、それだけボーリングも、そしてしっかりした土台で検討を、今しているところであります。

それと、場所の移転については、通りとかいろいろな方々の御意見をまとめていますので、先ほども申し述べたとおり委員会で逐次検討しながら、まとめていきたいというふうに考えています。

それと、過疎地の問題でありまして、議員さんがおっしゃいましたように、喜んでいいのか、悲しんでいいのか、過疎になったと、奄美大島で私どもだけが過疎になっていないということで1つの自慢にもなっていたのですが、今回条件が変更に

なったということもあります、過疎指定を受けまして、これを十分に生かした形で考えていきたい。特にソフト面がまだなったばかりで計画を今やっている最中であります、いろいろな角度からの御指導をいただきながら、検討をしてまいりたいというふうに考えています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） そうですね、本当に高齢化が進むに伴い、与論町の人口も自然減少しています。やはり、私はこの人口減少に歯止めをかける必要があると思うのです。やはり人口減少を食い止めるためには、一番効果的なのは私は観光の浮揚だと思っています。

観光の浮揚には、ある一定の人口がなければならないというふうに言われています。ですから、今も5,600人ですか、本当に5,000人を基準にして、これが限界だと思うのです。これ以下になるとなかなか観光の浮揚を図っていけない。このように私は思っています。

県の過疎地域自立促進方針にも癒しあふれる観光地づくりというふうにも載っていますので、その観光になるべく力を入れていただきたい。このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） そのことは全くおっしゃるとおりで、いろいろ人口減を食い止めるために企業誘致とかいろいろなことが言われていますが、やはり観光産業の浮揚以外にはないということを認識しているのが現状であります。

その点、今度の過疎地域対策の過疎債の利用については、特に検討してまいりたいというふうに思っています。

確かに、この島の将来を考えるとやはり人口の減少の歯止めとか、地域の活性化を図るには、観光以外にないのではないかということについては、疑う余地はないのではないかと思っています。そのことを常に念頭において、今後やってまいりたいというふうに思っています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 県の自立促進方針の中にも観光以外にさとうきび、こういったのを基幹作物として、畜産、園芸などを組み合わせて競争力のある産地づくりということも方針に載っています。この点に関して町長の方はいかがお考えでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今まで与論町が、50年代にあれだけ観光でにぎわったのが、急速に駄目になった一番の大きな原因は、私は農業の方に非常に問題があったので

はないかと、観光の三要素の第一は食べるということです。そうしますと、島に来たお客様にとっては、農業関係、漁業関係の食の方がもうぜんぜんなされていなかつた。もてなしの心は非常に強い、今でも強いわけですが、これだけ急速に駄目になったのは、それが一番大きな原因ではないかと思っています。そういう点、特に観光農業関係などは、今後大きく力を入れていくべき観光の要素だというふうに考えています。それをまた、加工した製品も特産品の開発もやってまいりたいというふうに思っています。お土産をやるのも1つの観光の大きな資源になりますので、それもやってまいりたいというふうに考えて着々と進めています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 先日、沖縄の観光状況を見ましたら、沖縄の方は右肩上がりです。それで与論の方は、本当に右肩下がりと、どこに原因があるかを調査していただきたい、観光が本当に右肩上がりになるような政策を出していただきたい、このように思います。また、やはり農業と観光は切り離すのではなくて、一体化した取組をしていただきたい、このように思います。

また、県の方針にも公営住宅整備というのが載っています。やはり、なかなか住宅がないという方もいらっしゃいますので、これを確保できるような体制をつくっていただきたい。本当に安くで入れるような住宅が、今望まれていると思うのです。低所得層が多い中で、こういったことが望まれていると思うのですが、そういう取組等はいかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） その件については、今も一生懸命やっているのですが、ただ個人の企業ということもございまして、この兼ね合いを考えながら、造ればいいという問題ではなくて、均整の取れたやり方でやっていくべきではないかというふうに、大所高所からの検討をしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 続きまして、スポーツ少年団への補助等についてお伺いしたいと思います。郡大会とか県大会に補助を出されていると思うのですが、一人当たりの交通費、宿泊費に対して何割ぐらいの補助を出しているのか、お伺いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） はい、御説明いたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、おおむね全費用の7割を助成しています。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 私の手元に奄美群島の補助額という資料が、ちょっと調べても

らったものが手元にあるのですが、与論町の方は補助額の率としては高いように思われますが、与論島は一番鹿児島県の最南端であり、経費もそれだけかかっているということでありまして、計算しますと大体奄美群島は一緒です、一人当たりに出している補助額は。

私は、これを奄美群島を平均にすることはないとと思うのです。例えば群島内の喜界町とか徳之島町はこれだけ出しているから、与論町もこれだけしなくちゃいけないということはないと思うのです。7割ではなくて、本当にスポーツ振興を図るのであれば全額を補助してあげる、こういった思い切った政策をとっていただきたい、このように思いますか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） ありがとうございます。その気持ちは本当に私どもも全く同感でございますが、何せ町財政の全体的なことが、先ほど校舎建築とかいろいろありますて、そういうような視点で総合的に考えて、今後もできるだけ予算確保に努めてまいりたいと思っております。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 何事も財政難、財政難ということが必ず返ってくるわけでございまして、何か質問しますとやはり財政難ですと、そういう言葉しか出てこないですね。うれしい言葉というのはなぜか出てこない、そういうことでありまして、私の方から1つ御提案をさせていただきたいと思いますが、今、リサイクル事業を環境課の方で障がいのある方の社会参加などを、取り組んでおられて大変私は喜ばしいことだというふうに思っています。是非ともこういったリサイクル事業をスポーツ少年団のスポーツ振興のために、財源として活用いただきたい、このように思っているわけであります。過去に、こういった取組等をしたことがあるかどうか、ちょっと環境課長にお聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） ちょっと過去には覚えはございませんが、若干それと似たようなことでございますが、最近、与論小学校の方で、実は子供たちが空き缶を車いすをもらうために集めた経緯がございまして、そのときにリサイクルセンターでそれをプレスしてあげた経緯はございますが、スポーツ少年団とかは、それ以外はちょっと私のところでは把握しておりません。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今、リサイクルセンターの問題ですが、ちょうど1,000万円ぐらい赤字になっているのです。ですから、前から提案をいただいて、あの時分はいろいろと総務課と検討をしたのですが、何千万円という赤字の中でそれを全部

出すというのは、非常に説明がつかないのではないかということで、それを抜きにした形で、青少年育成をするという考え方をすべきではないかということで、今までどおりそうなっている状況にあります。

それともう1つは、今の補助の問題ですが、子供たちが全員対象であれば100%ということを考えられるのですが、スポーツ少年団といつても、やっていない子供たちとやっている子供たちとに分かれるものですから、受益者負担はある程度という考え方はやむを得ないのでないかという思いがしています。

しかしながら、そのパーセンテージを上げるということについては、いろいろな角度から検討させていただきたいというふうに思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 前向きな御答弁ありがとうございます。是非7割ではなくて9.9割ぐらいまで引き上げていただきたいとこのように思います。0.1%だけを自己負担とこういった形で100%に近いような取組をしていただきたい、このように思います。

先ほどリサイクルのことでお聞きしたのですが、例えばスポーツ少年団、あとスポーツクラブですか。こういった団体が回収したリサイクル品を、例えば環境課の方で加工して販売までしてあげると、こういったことはできるのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 環境課長。

環境課長（港 沢勝君） それはできると思います。私どもの方で、スポーツ少年団あるいは子供会が空き缶とか鉄くずとか、アルミくずとか、そういう物を回収していただいて、そうすることがやはり環境教育にもつながりますし、また環境を浄化することにもつながりますし、私どもで拾って、また回収していただきました空き缶を鉄アルミに分類いたしまして、そしてそれをお手伝いしてプレスしてあげる。そして、その売払いにつきましても、業者さんは島内業者さんでございますので、この分はスポーツ少年団さんの分ですよと、この分は与論町の分ですよという、そういう、仕分けをして業者さんの方と直接スポーツ少年団さんなり、あるいは子供会さんなりが金銭の授受をするといった方法はありだと思いますので、そういうお手伝いはできると思います。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） 今、環境課長から御答弁がございましたように、リサイクル品を回収してリサイクルセンターに持ち込んでいけば、加工から販売までしていただけるということでございますので、教育長にお伺いしたいと思います。

是非、このリサイクル品をなるべくスポーツの振興に役立てるような形に持つて

いけないかということを検討していただきたいと思います。スポーツ少年団とか、あとスポーツクラブとかそういった方々は空き瓶とかを回収されていますが、組織的に取り組んでいただきて、こういったものを少しでも財源に充てられるようなシステムづくりということを、教育委員会の方でつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 貴重な御意見をありがとうございます。

各スポーツ少年団、スポーツクラブ更に中学生・高校生の部活等にも呼び掛けを大いにしていきたいと思います。以前は、特に高校生の部活動の中でキビ刈りの担ぎ出しをして、その収益を遠征費に充てるというふうな活動もしておられましたけれど、最近ほとんどそれも機械化されましてなかなかですが、そのように自分たちでどう稼いで旅費をねん出するかという当たりの知恵も大いに、各学校あるいは指導者の方にその辺のお願いもしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

議長（町田末吉君） 1番。

1番（川村武俊君） こういった活動を通じて、ごみに対する町民の意識改革にもつながっていくと思うのです。是非、言葉だけではなくて早急に実行できるような形をつくっていただきたい、このように思います。教育長、できますよね。いかがでしょうか。

教育長（田中國重君） はい・・・・・。

1番（川村武俊君） 以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（町田末吉君） 以上で、1番、川村武俊君の一般質問を終わります。

御苦労様でした。なお、傍聴人の方々にはお忙しい中をたくさん御臨席いただきまして、誠にありがとうございます。

午前中の部は、これで終わりたいと思いますが、午後からも引き続き一般質問。

また、明日は9時から議案審議がありますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。午後は1時半から引き続き一般質問ですので、よろしくお願ひします。

休憩 午前 1時34分

再開 午後 1時30分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続行でございます。

次は、3番、供利泰伸君に発言を許します。3番。

3番（供利泰伸君） こんなにちは。

[「こんなにちは」と呼ぶ者あり]

3番（供利泰伸君） 平成22年第3回定例会において、先般通告いたしました一般質問を行います。

1 社会体育の振興と大会等の誘致による経済の活性化について

(1) 本町の社会体育は砂美地来館、総合グラウンド及び多目的屋内運動場を中心 に各種の活動が行われています。今後、更に競技力の向上を図るとともに、各 種の大会等を誘致して、経済の活性化を図るためにには、時代に即応した施設整 備を総合的に推進していく必要性が痛感されるが、どう考えているか。また、 スポーツ合宿の誘致についても伺いたいと思います。

2 過疎地域に指定されたことによる取組について

(1) 今年度から過疎地域に指定されたが、過疎債等を活用した産業振興策はどの ように推進していく考えであるか。

(2) 生活環境対策はどのように推進していく考えであるか。

(3) 交流人口を増やすための対策はどのように推進していく考えであるか。

以上、伺います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず1の(1)について お答えします。

御指摘の件につきましては、現在策定中の第5次総合振興計画においても検討中 ですが、施設の準備等につきましては、財源措置も必要であることから今後関係各 課で検討していきたいと考えています。

なお、この1-(1)については、細部にわたっては教育長の方からまたお答え申 し上げます。

次に2-(1)について申し上げます。

基本的には、川村議員に御答弁申し上げたとおりですが、これまで奄美群島内の 市町村で唯一本町だけが過疎地域から外れておりましたが、御指摘のとおり過疎地 域自立促進特別措置法の改正に伴い本町も過疎地域に指定されました。

現在、ほとんどの事業を辺地債で対応しているところですが、今後過疎地域に指 定されたことに伴い、過疎地域自立促進計画を策定することになっていることか ら、ソフト事業を含め総合的に検討していきたいと考えています。

なお、地方債残高や公債費率も改善傾向にあることから、平成16年12月の与

論町自立化戦略会議の「与論町自立化計画への提言」も踏まえながら、財政の健全化につきましても併せて検討してまいりたいと考えています。

次に、2 - (2)についてお答え申し上げます。

2 - (1)で御答弁申し上げましたとおり、今後、過疎地域に指定されたことに伴う過疎地域自立促進計画の策定作業において、ソフト事業を含め総合的に検討してまいりたいと考えています。

御指摘の生活環境対策については、今後廃棄物処理施設や清掃センターなどの大型施設の建設が想定されるところですが、直接的に過疎対策事業債の対象となる事業には含まれていないことから、他の事業と組み合わせた活用を検討してまいりたいと考えています。

なお、新たに集落の維持・活性化や生活交通の確保などがソフト事業として追加されていることから、関係者と協議を行い事業化の検討を進めてまいりたいと考えています。

最後に2 - (3)についてお答え申し上げます。

2 - (1)で御答弁申し上げましたとおり、今後、過疎地域に指定されたことに伴う過疎地域自立促進計画の策定事業において、ソフト事業を含め総合的に検討してまいりたいと考えています。

御指摘の交流人口を増やすための対策については、新たに追加されたソフト事業でもあり、関係課・関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） それでは、1 - (1)について補足答弁をいたします。

社会体育の充実を図る一環として、平成25年度には総合スポーツクラブの指定管理制度への移行を踏まえ、現在、各スポーツクラブ会員の確保を進めるとともに、更なる競技力の向上や健康増進を図るため、各種のメニューを開発推進しているところであります。

このようなことを踏まえ、地域活性化対策事業による第二グラウンド（ソフトボール場）の合理的活用を図るため、今年度はテニスコート2面を整備し、多目的屋内運動場の4面と合わせて環境面の条件を整え、年間を通してテニス大会や合宿等の誘致を図り、スポーツ交流人口の増加につなげたいと考えています。

また、日本のサッカーがワールドカップで躍進したことを見て、盛り上がりがあるように、本町のサッカー競技も、技術面の向上はもとより競技人口も増加の傾向にありますが、年間を通して専用的に活用できるグラウンドがなく、大会の誘致に苦慮している現状であります。本町サッカー競技の中・高・一般チームは、大島地区にあっては、常にナンバーワンの地位を勝ち得ているため、島外からの交流試

合が見込める極めて有利性のある競技であります。したがって、将来に向けた競技交流人口の誘致による活性化を見据え、財政状況もかんがみながら、その投資効果を十分に検証しつつ、芝生化された練習場や競技場等の環境整備を年次的に進めていくことが必要であると考えています。

これらを踏まえ、社会体育の振興のために、競技力の向上や施設面の整備だけではなく、指導者の育成・施設管理の徹底・大会誘致のマネジメント等、多岐にわたる総合的な連携による取組が、スポーツを通した島の活性化に寄与するものと考えるものであります。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 今、教育長のすばらしい答弁がございましたが、私がこのスポーツ合宿に、特にこだわるのは施設ももちろんそうですが、合宿をすることによって、スポーツ少年団とか子供たちが来るだけではなくて、それに追随して親御さんやいろいろな方々が一緒に来るわけです。それによってスポーツ大会ということだけではなく、交流人口も増え、選手の強化にもつながるから、こういう質問をしていますが、一番これで経済効果が出るのは、いろいろな民宿とかに出てくるのではないかと思いますが、教育委員会としては合宿とかを誘致するような考え方は持つておられますか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） はい、できるだけ先ほど御答弁しましたようにテニス当たりはそういう条件整備ができていきますので、積極的に誘致を考えていきたい。

さらに、サッカーをやりますと、非常に選手人数が多いことから、それに付随して応援団等の入込客増につながりますので、そういうことも積極的に推進してまいりたいと考えます。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 今年の第36回大島地区スポーツ少年団の大会には多分与論町の方から4競技ですか、57人が参加していますが、ここ数年はスポーツ少年団の交歓大会や奄中総体などの中学校・高校等のいろいろな大会が本町には誘致されているように見えないのですが、できない原因は何なのかお尋ねしたいのですが、どうですか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） はい、ここにもありますように、特にサッカー競技についてはグラウンドの整備等が、まだ高校のグラウンドをしおりしてしているのですが、そういうことが1点。

さらに、テニス競技についてもこれまで大金久の方の会場を使ってもらっていた

のですが、なかなか監督が両方にまたがるとかいったようなことなどで、条件が不十分であるというようなことから、このようなことを考えているわけでありまして、今後はより一層本町においても大会の誘致ができるのではないかというふうに考えています。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 是非とも本町で大会の誘致ができるような設備と、教育長の積極的な誘致活動を求めたいと思います。

それで、今、教育長の答弁にもありました第50回大島地区大会には13競技、140人が参加し、団体の部ではサッカー競技、テニス、全空連空手道女子組手が優勝しています。このテニス、そして空手道に関しては、これはコートが整備されているというか、空手に関しては多分屋内競技だと思いますので、選手に関しては非常に自分のホームグラウンドなど、会場の広さ、板の感触とか、そういうのは分かると思いますが、近年のサッカー競技においては、私も何度か県大会に行っているのですが、開催地を見ますと、特に県民体育大会においては、会場となる南さつま市、霧島市、鹿児島市のほとんどが天然芝及び人工芝です。

人工芝の会場が主流であるために、大島地区の代表ということで大島地区で勝ち抜いていっても、大島地区の会場とグラウンドが違うのです。履くスパイクから変えないといけないし、ポイント自体も変えないといけない。そういうことで、いくら大島地区を制しても絶対に鹿児島では勝てないということがあって、競技力が弱いことも認めますが、同時に環境が違うとボールの転がりも違うと。自分でも実際にやってみてそれを感じたので、こういう話をしているのですが、町長は応援には行かれたことはありますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南政吾君） 誠に恐縮ですが、残念ながら行ったことがありません。町長になる前は何回か行ったのですが。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 町長、一度是非応援に行かれて見てきてください。それから、教育長はどうですか。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 私も地区大会は何度も行きましたが、まだ県大会の方までは行っていない、そこら辺りが負けにつながったのではないかなどということも反省しています。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 多分応援をすれば分かりますが、選手の運動量、体力の消耗の

仕方は、普通のグラウンドと人工芝とでは、天然芝とも全然違うのです。そういうことで、いくら地区大会を勝ち抜いても、グラウンドのせいにはばかりしてはいけませんが、地区大会を勝ち抜いてもなかなかいい成績につながらないような現状あります。

そういうことを踏まえると、私はどうしてもこれを造ってあげないと将来子供たちがいくら練習しても最終的にはそこら辺りで劣るというか、そういうことで引け目を感じると思うのですが。この前話を聞きますと、商工観光課長は応援に行かれたということですが、子供たちの様子を見てどう感じましたか。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） ただいまの質問は、私のところではないなと思ってうっかり座っていましたが、7月の夏休みの当初だったと思うのですが、奄中総体を勝ち上りましたサッカー部の子供たちの保護者代表ということで、南さつま市の方に応援という形で行ってまいりました。確かに県が整備しただけの設備でありまして、天然芝のコートが3面、人工芝が2面、そして普通のコートを持っているのですが、利用状況とかも見てまいりましたが、ほとんど週末は鹿児島市も含めて、利用されている状況です。そういった中で人工芝の方で試合があったのですが、人工芝も二通り造ってございました。1面は今の屋内運動場のような感じで砂をたくさん入れて初步的な人工芝といいますか、そういったものでした。もう1面は芝目が非常に長くて、天然芝みたいな感じのグラウンドがありました。残念なことに与論中学校の子供たちは芝目の長いグラウンドに当たってしまいまして、全く練習をしたことがない所だったものですから、まっすぐ進むことはできたのですが、ストップしたりターンをしたりというのがなかなかできなくて、そこで子供たちが普段の練習の成果を出せなかつたというのは、非常に引率をしていた親としては残念でした。

こういった施設というのが与論の方にでもあれば、競技力が充実している中では非常に今後の子供たちの育成、あるいは先ほどから供利さんが言われていますスポーツ合宿とかということにもつながっていけば、観光的にも大変メリットがあるのではないかかなというふうに思っています。以上です。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） サッカー連盟の会長をやめたからこういう話をしているわけではありませんが、今年度のサッカー競技について考えてみますと、中学生が新人戦でベスト8、高校総体もベスト8と、一般的の郡大は連覇をし続けているのですが、最終的に今の芝の問題になりますと、どうしても環境しかないなという、そういう練習ができる環境を造るしかないなど。また、この環境づくりというのは、今の現

役の皆さんのがやっている、小学生・中学生・高校生がやっている、これはもちろん大事ですが、今からこれは教育長の答弁にもありましたとおり、鹿児島県からもちろんとワールドカップで活躍できる選手が出ているわけです。

既に与論からも、一応Jリーグぐらいには入れるような選手も出ているのですから、長い目で、ただ目先の何人出たからどうのこうのではなくて、今から幼児から、今から産まれてくる子供たちにもそういう可能性があるのだよということで、そういう夢を持たせるためにも、是非私は今の総合グラウンドの改良もいいでしょうけれど、1面はできたら、こういうことを私が言つていいのか分かりませんが、もう最終処分場も大体決まりそうですし。海中公園の跡地辺りを思い切り盛り上がった土を突き飛ばして向こうに用地も交渉しまして、向こうにきれいにサッカー競技だけではなくて、いろいろな沖縄とか鹿児島辺りや、いろいろな大島地区からみえるグラウンドゴルフとか、ゲートボールとかいろいろな多目的に使える芝の会場といいますか、そういう用地を確保していただけないかと思って、こういう質問をしているのです。どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今、兼母の問題が出たのですが、向こうについては最終処分場ということで面積自体がぎりぎりで、そしてまた公園化しようということで、今土地の交渉をお願いして何とか分けていただいて、公園化しようという考え方でやっているのですが、実は人工芝以前の大きな問題があって、400mトラックぐらいの面積がいるということを聞いていまして、まずその敷地をどういうふうに確保するかということをいつも考えているのですが、今、御承知のように私ども産業振興課の方ではため池をいっぱい掘っているわけであります。これからもまた相当造らんといけないわけで、その土をどうするかという大きな課題がもう1つあるのです。

また、既に飛行場のそばに積み上げてあるあの土をどこに持っていくかという大きな問題が1つあるのですが、それも兼ね合わせて埋め立てたような形で、その跡地を使えるということであれば、この狭い与論の耕作地をつぶさなくても、ある程度買い足せばできるような形ができるのではないかという方向で今、一生懸命埋立てというか捨て土をおく場所を探しているところですが、各島々の中で与論だけは、400mトラックがないのです。是非これは考えていかなければならぬ、造らなければならぬというふうに考えています。

その敷地を確保してから、人工芝にするかどうかは、それをしながらの計画しか今のところは立てられないのではないかというふうに考えています。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 町長も頭の痛いところですが、私がこのことを話したのは、特に尾道の山といいますか、私はよく上から見るのですが、非常に最高の土地です。あの海中公園から南の方に用地交渉ができれば、海岸線もきれいだし、きれいな海を眺めながら、スポーツ合宿とかの誘致もして、そこでできるのではないかということで、こういう話をしているのですが。今年とにかくその用地交渉は、町長も教育長も3期目ですので、一番仕上げの大事なときだと思います。そこでは是非とも頑張ってほしいと思っています。どうですか、教育長。

議長（町田末吉君） 教育長。

教育長（田中國重君） 確かに尾道の、今海中公園のあるあの一帯をきれいに整備すれば、このようなことも夢ではなくて、すぐ実現できるのではないかと私も思います。大いに頑張りましょう。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 何か半端かなという気もしますが、是非とも町長も教育長も3期目ですので、用地交渉をなるべく早く済ませて、子供たちに夢が持てるような、みんなが楽しいスポーツができるような、そういう会場ができればと思っています。

余談になりますが、今年私が一番暑かった夏というのは、鹿児島実業高校に行って活躍をして与論の名を挙げてくれた藤田君です。

[「藤田亮馬」と呼ぶ者あり]

3番（供利泰伸君） 藤田亮馬君です。彼は体も小さいのにあんなに活躍できるというのは、やはりそういう子供の素質もあると思いますが、小さい時からの環境もあると思うのです。彼は小さい時はたぶん神奈川の方で育っていました、いろいろな与論にはないことを小さい時から身に付けて帰って来たと思うのです。だから、そういう子供たちというのは与論にはいっぱいいるのです。だから、今、藤田君とか極真会で頑張っている吉田君とか、与論には素質を持った方々がいっぱいいらっしゃるわけだから、これからも出てくると思うのです。そういう子供たちに夢を持たせてあげるような運動施設とか、そういうことを総合的にできるような施設を今のうちに造ってあげるのが私たちの仕事ではないかと思って、こういう質問をさせていただきました。

次に、過疎地域に指定されたことによる取組について、質問をさせていただきます。

私は、これは9月4日の新聞に、9月2日、与論町も過疎地域に指定されるということで、今までハード事業だけだということで私も考えていましたが、今度はソフト事業も入るということで、どういう対策を本町は講じるのかという気持ちも

ありまして、これは多分第5次振興計画とも係わる問題だと思うのです。そういう中で、どういうことをお考えておられるのかということで、質問を出したのですが、今の町長の答弁は川村議員に答弁したのとほとんど一緒で、今から策定するということでございましたが、大体何に力を入れようと考えておられますか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 今のところは何に力を入れるということではなくて、与論町が必要としているものをみんなピックアップして、それから優先順位を決めていくという方法になるのではないかと思っています。

先入観でこれからというふうなことは、今のところ考えておりません。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） はい、分かりました。私も方針とかいろいろなことを調べてみたのですが、これにはいっぱいあるのです。産業から広域交流とか、活力とかいっぱいあるのです、これは。老人クラブのことも、老人のことも書いてあります。そこで、園芸面の産業振興について、これは今からですから、ごちゃごちゃ言っても始まりませんが、産業振興について1点だけ伺ってみたいと思います。

園芸振興については、重点作物の品質向上対策事業によりトンネル資材の購入費助成をしています。ところが、果樹の振興にはあまり力を入れていないような気がしますが、今後の対策はどう考えていらっしゃいますか。

町長もいいです。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 先般総会がございました、そこでも申し上げたのですが、やはり先ほどから出ています観光農業ですか、観光を振興するには、農業が第一次産業の一番のかなめになる産業になっていくという考え方で、今後、いろいろな今度は過疎債とか要件が出てきていますので、できる限りのことをしたいのでひとつ一致団結して頑張っていただきたいということでお願いをしたところです。

今後の与論町の将来にとっては、非常に大きな一次産業の中でも大きな事業になるのではないかと思っています。

その点は、今後課長と相談をしながら力を入れていきたいというふうに思っています。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 今は熱帯果樹の話です。予算の面もそうですが、前回の定例会で林議員の方から園芸、果樹には全然力を入れていないと、3万円しか組んでないという、多分そういう質問だったと思いますが、私が言いたいのは、今、定年退職された団塊の世代の方々といいますか、失礼になりますかね。その方々は、今農業

に一生懸命取り組んでおられる方がいっぱいいるのです。

私もちょっとハウスに携わっているので、よく話すのですが、奄美農業創出支援事業ででかいハウスを入れられる方々は別にそれでいいのですが、そうでない方々がいっぱいいらっしゃるのです。そのことで、ハウスの導入とかをしたいのだが、どういうふうにしたらいいかねということでよく聞かされますので、その辺りの手立てとして何か推進できるようなものはございませんか。課長、お願ひします。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） ただいまの奄美農業創出支援事業のことですが、これは国の補助金が10分の6、残りは営農組合といいますか、生産組合の手出しとなります。この採択要件としましては、認定農家を含めた3戸以上で組織をつくって申請していただくということになっています。

ちなみに、21年度の実績としましては、古里地区の方で、石字花き生産組合というところで3,552m²の営農用ハウスを、国費ベースで1,243万4,000円の事業を実施しました。

それから、赤佐果樹生産組合というところで、これはマンゴーとかのハウスでございますが、3,360m²のハウスで、国費が1,667万7,000円といったような施設をしていますが、これにはかなわないような小規模な事業のことでしょうか。

3番（供利泰伸君） はい。

産業振興課長（鬼塚寿文君） これに対しては、今のところ補助事業とかがございませんので、町補助金の配分関係だと思いますが、そちらの方は今のところ糖業の方に多くいっているような気もいたしますので、その辺の配分は今後見直したいと思います。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） はい、分かりました。団塊の世代というのは、金持ちが意外といいのです。それで、自分で建てるという方々が結構いらっしゃるものだから、こういう話をさせていただきましたが、自分たちで一生懸命今からやりたいという方々がいっぱいいらっしゃいますので、是非そういうやる気のある方々が相談に来るときは面倒をみてやってください。

それと、もう1つは熱帯果樹振興会のことですが、これもちょっと額は言いませんが、ある程度もっと補助を出して、今からやろうという方々と一緒に取り込んで、同じ立場でそういう会合にも参加させ一緒に勉強会もさせて、そういうようなことができるようなやり方をさせてはどうかと思うのですが、どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） そのことについては、やはり花き振興会の方々を中心として、お願いをしてやる以外に方法はないのではないかと思うのです。町で単独でやるということはなかなかあれですので、花き振興会にお願いをしていろいろな活動の中に取り入れていただくようお願いしてまいりたいと思います。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） はい、分かりました。もう一つ、条例にも出てくるのですが、今水産加工関係は水揚げされているサメとか、いろいろな魚肉等を使って一生懸命加工に力を入れておられます。特にうるさい人が入ったので、一生懸命頑張っているところであります。与論特産品センターの活用状況をひとつ、これは町の職員が特産品をつくるというわけではありませんので、利用状況とかそういう方々が使っているのか、予算書を見ますと替え刃代も、スライサーも載っていました。やはり使っているからスライサーの刃も替えるのだと思いますので、その利用件数とか、どういう方が使っているかということを分かる範囲でお願いします。

議長（町田末吉君） 通告外の質問ですが分かっている範囲内で、産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 特産品センターの運営状況について、お答えいたします。今のところ登録団体で20団体、延べ448の方が登録し利用されておりまして、21年度の運用実績としましては、7月中旬からの開業だったのですが、延べ52回、171人が利用されています。今年度に入りましてからは8月末現在で既に30回、77人が利用されています。

それから、特産品といえるものができるかどうかということでは、ちょっと難しいのですが、今のところパッションフルーツを利用したラムネジュースが有望ではないかと思われます。

以上です。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） これは直接職員がするわけではありませんから、それは利用する方々のことですから、別にいいと思いますが。

特に与論の場合は野草といいますか、薬草とは言えないですから、野草特にニガウリとか、そういう農産物の余ったやつの利用を考えて、そして熱帯果樹の規格外の、例えば今話したマンゴーとかドラゴンフルーツ・パッションフルーツ、そういうトロピカルフルーツの加工は是非とも考えて、進めてせっかく造った特産品センターですから、有効活用してもらいたいと思っています。もう既に本町でも新聞等によりますと、酒匂さん・池畠さん姉妹は鹿児島百選にまで選ばれているような特産品を出していますから、是非ともそういう方々に続くように、場の提供をしてほしいと思っています。以上です。

次に、生活環境について、これは先ほど生活環境のことは、午前中かなり頑張つていきましたので、これは余り言いませんが、1つだけ、安全・安心な生活環境ということでは、町道の維持も含まれるものと思います。そこで、現在の町道をもう1回チェックする必要性を感じています。例えば、目の錯覚を起こさせるようなカーブとかがあるのです、登っていっていきなり道路の先が見えないような道路の在り方とかカーブミラーが必要な場所とかガードレールとか、よく自分でも必要性を感じているのです。

そこで、そういうところの部分改良をお願いしたいのですが、どうですか。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 島の道路を考えたときに非常に危険な所がたくさんあるのですが、交通量の多い所から順番に順々にやってきているのですが、先日事故もございまして、そういう事故が起きたときには、そこを優先的にという考え方で今進めておりまして、先般残念なことに非常に残念ですが、事故が起きてしまって向こうをもう早急にやろうということで、すぐ次の日から行って対応を考えて即やりたいと思っています。

そこだけではなくて、大工事ということではなくて、ちょこちょこと危険な所から直していくということをずっと継続してやってきているのですが、なお一層そういう点は気をつけてやっていきたいと思っています。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） 是非ともこれは全体的な工事ではなくても部分改良ということで、是非とも危険な箇所は点検して直してほしいと思っています。

最後になりますが、先ほどから交流人口とか、いろいろなことで出したのですが、最後に観光を含めた交流人口による景気対策ということで、質問があります。

大変言葉が悪いようですが、町長は観光元年ということを前におっしゃったと思います。私は耳にずっと焼き付いているのですが、町長は重点的に何をされるのか、何からしたいのかお願いしたい。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） いつも観光元年というのを元年というからといって、すぐその場からやるというのではなくて、私の考え方で元年と申し上げたのは、今までの観光について反省して改めて出発するための方向づけということを1年間でもって、そして今年から行動開始をしようということでやっているのです。それを観光元年といった年から何か大事業をやるというふうに受け取られて非常に私自身が困惑してきたのですが、ただ1つ、例えば受け入れ態勢のことでいいますと、今回できる施設は全部観光関係をメインにした形で、観光課と観光協会を据えて、玄関口をきち

んとしたいということで計画をして今やっているところです。

それと、いろいろあるのですが、空港の受入れ口を直していくこうという施設面もやりながら、今後はまた観光、飛行場に通じる道を何とかできないかということで今、県とも打合せをしてやっているのですが、その整備をしながら外に向かってどういうことをすべきかということで、今までほとんどやっていなかったのですが、沖縄の方のスーパーとかにある広場をお願いしてイベントをやったり、向こうはモノレールに与論の宣伝を載せたり、あれこれ始めて本当に実行し出したのは、今年からというような格好になっているのですが、これからまた逐次進めていきたいというふうに考えています。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） はい、分かりました。こういう質問をするのは今、さとうきびもほとんど目いっぱいきていますし、また畜産に関しても、特に今年の場合は口蹄疫の問題で2回も競りが延びたということで、農家も非常に困っています。そういうことで、何といいますか、畜産農家の声もさとうきび農家の声もやはり与論から観光がないと駄目だよねということで、どうしてもやはり観光の推進をしないと駄目だよねということでよく聞かれますので、もし例え取ってきても売れなければ何にもならないのです。

だから、町長の意思も分かりましたので、そういうことで是非ともこれは交流人口の増につながるような観光を推進してもらいたいと思っています。

今年も夏場の観光の状況を自分で回って見ましたら、ほとんどがダイビング客です。ダイビングのお客様は毎日一人当たり3回か出るのです、同じ海です。だけれども町の中を歩くと人が全然いないのです、それが。

今から考えられるのが観光だけの目的でやるのではなくて、今度からは例えば今やっている修学旅行とか、文化大会の誘致とか与論マラソンやパナウルゲートボールで来られる方々の利便性といいますか、そういう方々がもう1回来たいという、ダイビングをするようなお客様みたいにもう1回この島に来たい、また来たいという、そういう気持ちを持たせるようなプログラムといいますか。そういうことをつくって与論には是非とも行きたいのだという、ただ見たいではなくて、何々をしたいとか、だれだれと会いたいとか、そういう体験型観光もありながら、そういうプログラムをしっかりつくって、呼び込んでも今は円高でなかなか外側に出ていますから、そういうこともちゃんとプログラムづくりをして、観光をはじめ、スポーツ合宿を通じて交流人口の増を図る必要があると思って、こういう質問をしているのですが、どうですか、町長。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） どうもありがとうございます。

確かに今おっしゃられたとおりだというふうに思っていますが、与論の観光を見ますとまず、海の体験、自然、そして人、与論の地場産の食というのが4つの大きなポイントだというふうに思っています。その中でやはり四面を海に囲まれた与論ならではの観光というのは、最も力を入れていかなければいけないというふうに思っていますが、幸い今年度環境課の方に海浜地の清掃職員の配置とかをいただきまして、昨年・一昨年よりも大分その辺の環境も整いつつあるのではないかというふうに思っています。

更にやはり先ほどの御質問にもお答えしましたが、島の自然、資源を生かして、もっともっと教育観光の誘致についても考えていくべきだというふうに思っています。以上です。

議長（町田末吉君） 3番。

3番（供利泰伸君） もう時間もないですし、あまりもう言いたくもありませんが、何しろ過疎地域というのは指定ということで、今から進めていくわけですので、ひとつ安心で活力があり発展のある島づくりのためにすばらしい過疎債も使うわけですから、そういうふうにしてもらえばと思っています。

最後に私が一番言いたいことは、本当に夏場なのに観光客がいないと、何か島が沈んでしまったのではないかという、自分でも残念な気持ちでこういう話をしているのですが、民宿に行ってもお客様が余り見えないと、修学旅行は来るのだが、その後に人がいないと、こういう何か寂しいような気持ちになりますので、そういうことがないように与論にはいつもお客様がいるよという、そういう雰囲気づくりの観光を目指して頑張ってほしいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（町田末吉君） これで3番、供利泰伸君の一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終わります。

3人の登壇者の方々並びに町長はじめ執行部の皆さん御苦労様でした。

[「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月15日、明日です。本会議であります。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

散会 午後2時17分

平成 22 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 22 年 9 月 15 日

平成 22 年第 3 回与論町議会定例会会議録
平成 22 年 9 月 15 日 (水曜日) 午前 9 時 11 分開議

1 議事日程 (第 2 号)

開議の宣告

第 1 議案第 32 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 2 議案第 33 号 与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

第 3 議案第 34 号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 4 議案第 35 号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 5 議案第 36 号 平成 22 年度与論町一般会計補正予算 (第 3 号)

第 6 議案第 37 号 平成 22 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

第 7 議案第 38 号 平成 22 年度与論町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

第 8 議案第 39 号 平成 22 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

第 9 認定第 1 号 平成 21 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第 10 認定第 2 号 平成 21 年度与論町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算認定について

第 11 認定第 3 号 平成 21 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第 12 認定第 4 号 平成 21 年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

第 13 認定第 5 号 平成 21 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 14 認定第 6 号 平成 21 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 15 認定第 7 号 平成 21 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 16 認定第 8 号 平成 21 年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定について

第 17 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員(12人)

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 本 畑 敏 雄 君
7番 坂 元 克 英 君	8番 喜 村 政 吉 君
9番 野 口 靖 夫 君	10番 麓 才 良 君
11番 大 田 英 勝 君	12番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員(0人) 欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(15人)

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長 猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環 境 課 長 港 沢 勝 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商 工 観 光 課 長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教 委 事 務 局 長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 池 田 直 也 君
与 論 こども園 長 岩 山 秀 子 君	茶 花 こども園 長 林 健 君
那 間 こども園 長 高 田 りえ子 君	

5 議会事務局職員出席者(2人)

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開議 午前9時11分

議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第32号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第1、議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

国は、平成20年に人事院勧告を受け、平成21年4月1日から、職員の勤務時間を1週間当たり40時間から1週間当たり38時間45分に改め、県も改正していることから郡内市町村もほとんど改正しており、本町も平等性を考慮して改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号 与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第2、議案第33号、与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第33号、与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

道路交通法の一部改正により、道路交通法（第49条の2）が（第49条の3）に繰り下がったため、それに関する与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

10番（麓 才良君） 担当からもう少し補足の説明をお願いいたします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） この件につきましては、道路交通法が、法第49条の2というのが新たに追加されたものですから、これまで49条の2だったものが49条の3に繰り下がったというだけのことでございます。内容は全く変わっておりません。

議長（町田末吉君） いいですか。

10番（麓 才良君） はい。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） すみません。最後にこの条例は、平成22年4月19日から施行するとあるのですが、この月日については、どういうことでこういう具合になっているのですか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 当初すべきだったのですが、上程が遅れまして今回になったということでございまして、4月19日にさかのぼって施行するということになります。

議長（町田末吉君） いいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、与論町違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第3、議案第34号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第34号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町の農産物加工施設であるヨロン特産品支援センターにおいて、さといも等の根菜類の皮むきや果実の搾汁、発酵や品質管理などを目的とした機器を追加導入するのに伴い、使用料の追加をするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第4、議案第35号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第35号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与から控除できる経費について明記する必要があるため、改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

します。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第3号）

議長（町田末吉君） 日程第5、議案第36号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南政吾君） 議案第36号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、保育所運営費負担金が1,010万円の減額、農林水産業費県補助金のさとうきび産地活性化実践事業補助金が1,539万3,000円の減額、臨時財政対策債が2,230万円の増額となっています。次に歳出の主なものといたしまして、民生費では国民健康保険特別会計への繰

出金が2,107万7,000円、介護保険特別会計への繰出金が4,098万3,000円のほか、広域連合療養給付費負担金が3,412万8,000円などを計上しています。農林水産業費では、県単独補助金のさとうきび産地活性化実践事業費補助金が1,539万3,000円の減額などとなっています。

土木費では、朝戸農業体験型緑地公園整備事業関係で用地購入費に341万1,000円などを計上しています。

消防費では、防災無線施設戸別受信機購入費として、1,680万円などを計上しています。

教育費では、多目的屋内運動場の電気電圧の変更工事関係で120万円などを計上しています。

歳入歳出にそれぞれ1億6,182万7,000円を追加し、一般会計予算総額38億8,574万4,000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。5番。

5番（喜山康三君） 歳入の9ページですが、分担金及び負担金、民生費負担金の分ですが、保育所運営費負担金というのは1,010万円ですか。これとまた次ページにある県支出金が533万4,000円、減ってますがこれらについて説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

まず9ページの歳入の分担金及び負担金、児童福祉費負担金1,010万円の件でございますが、これはハレルヤ保育園への補助金でございまして、歳出の方の款項目3-2-4の16ページの最初の方ですが、ハレルヤ保育園の財源内訳、特定財源のところのその他というところに充当してございまして、歳出の方の国庫補助金として出しています。次世代育成支援対策補助金、それから県単独補助金と、このところに充当する財源としてこれも減でございます。もう1つ同じく御質問の10ページの款項目14-2-2、児童福祉補助金（三角）の149万8,000円のところでございますが、533万4,000円の地域子育て支援センター事業費補助金、これもハレルヤ保育園への補助金の減でございまして、従来県が3分の2を助成していましたが、これは国の方に移管されまして、国の方から充ててくるということで財源の振り分けをしてございます。これも充当先は先ほどと一緒でございます。

以上です。

5番（喜山康三君） はい分かりました。

議長（町田末吉君） いいですか。ほかにございませんか。3番。

3番（供利泰伸君） 20ページの22番の朝戸農業体験型緑地公園整備事業で補償金というのが出ています。10万円。これは何の補償金ですか。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） 補償費は、今農作物とかがある関係もありましてそういう花木とか、そこら辺の補償費だけです。

議長（町田末吉君） いいですか。ほかにございませんか。11番。

11番（大田英勝君） ただいまの朝戸農業体験型緑地公園の事業について、どういった事業なのかについて、少し詳しく説明があれば有り難いと思います。

議長（町田末吉君） 建設課長。

建設課長（高田豊繁君） お答えします。

今年サザンクロスの所に観光課関係の体験館を造るのですが、これと並行いたしまして、今グリーンツーリズムが盛んに求められています。地元の方からも要望がございまして、農業体験型の施設が欲しいということと、先方からのそういった申入れもございまして、町道の不通区間があります。とりあえず、建設課の方で全筆を買い上げまして、その一部を町道用地として拡張して残りの分を農業体験型ということで、来年度の予算を更に出し工事費を計上して、きちっとした利用が進められるようにしていこうという方向で今考えています。

議長（町田末吉君） 11番。

11番（大田英勝君） 13ページの島づくり対策費で少子化対策補助金ということで30万円計上してありますが、どういったことを計画されていますか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 失礼しました。これは商工会の青年部の方で婚活事業として、島外から45歳までの異性の方をお呼びして、それで本町の45歳までの男性と見合いをさせるという婚活の事業でございますが、サンゴ礁基金の方から充當いたしまして30万円を助成いたしております。

11番（大田英勝君） 分かりました。

議長（町田末吉君） はい、9番。

9番（野口靖夫君） 21ページ、戸別受信機に関してですが、これは当初は県の補助事業と言いながら町単独の事業になっていますが、この理由が1つ。どうしてこんなに方向転換せざるを得なかったのか、それをちょっとお願いします。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 当初は、地域振興事業の方で沖永良部事務所を通して支庁の方に申請をしていたところでございますが、大島支庁の方で審査がありまして、戸別無線機につきましては、宇検村の例等もあったということで、この事業になじまないということでございまして、地域振興事業から外れた次第でございます。

その後に事業は執行したいということであります、辺地債を活用しまして全部充当され、本町の負担分は330万円程度になるのではないかというふうに思っています。

議長（町田末吉君） 4番。

4番（福地元一郎君） 26ページの多目的屋内運動場の電圧変更を工事を予定しているようですが、どういった内容ですか。

議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。現在、多目的屋内運動場の高圧電機の保安業務委託料が年間24万円で、毎年かかっています。そういうことで、向こうの照明は特に高圧でなくてもいいという専門家の助言がありまして、この度高圧から低圧への移行ということで、それに伴う経費を計上させていただいています。ですから、来年以降はこの高圧電気保安委託料の24万円は、支出しなくてもいいことになります。

議長（町田末吉君） 4番。

4番（福地元一郎君） 以前、中央公民館でも池田課長が担当のときに、動力と電灯とを分けてそれをやって経費を安くしたという経緯がございますよね、キュービックが要らないとか、高圧の管理者が要らないとか、そういうことがありますので、これから役場は庁舎をいろいろ建築していく予定があるようですが、そういう場合に1箇所で契約するのではなくて、電灯と動力を分けて契約することによって経費が安くあがると、さっきも言ったように高圧受電設備が要らなくなったり、あとまた管理者を置かなくてもいいといったことがあると思いますので、いろいろ考えて契約をするようにお願いいたします。

議長（町田末吉君） ほかに、7番。

7番（坂元克英君） 財務のことをお聞きしたいのですが、今回も地方交付税で1億6,000万円、それから町債で2,200万円、計1億8,200万円ですが、特に地方交付税のことが気になるのですが、今回も1億6,000万円余り地方交付税を計上しているのですが、来年はどのぐらいあるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） この前の民主党の代表選の情報を見ましたが、今年並みというふうなことを言つていらっしゃいましたので、今年並みにはあるのではないかなというふうに予想はしています。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 何件があるので聞きたいのですが、15ページの与論こども園、乳児避難用ベビーカーが8万6,000円となっていますが、避難用とは何のための避難用で、何人子供を乗せるものですか。

議長（町田末吉君） 与論こども園長。

与論こども園長（岩山秀子君） この避難用ベビーカーというのは、毎月園児の避難訓練、火災、それから地震の避難訓練を実施していますが、その際、9人の乳児の避難をする際には2人の職員で避難するのはとても困難だということで、ここに乳児避難用のベビーカーということで計上させていただきました。

5番（喜山康三君） 何人乗りですか。

与論こども園長（岩山秀子君） これは4人乗りでございます。

5番（喜山康三君） 1台。

与論こども園長（岩山秀子君） はい、1台です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 火事や地震があった時に子供を車に乗せて、それを引っ張つてどこに行くのですか。引っ張れる道路は、どこからどこに引っ張っていくのか。それはどうですか。避難場所はどこになっているのですか。

議長（町田末吉君） 与論こども園長。

与論こども園長（岩山秀子君） 避難場所はその火災の場所によって違つたりしてくるのですが、避難用と散歩用を兼ねています。

5番（喜山康三君） 散歩用。

与論こども園長（岩山秀子君） はい、散歩用も兼ねています。

議長（町田末吉君） いいですか、5番。

5番（喜山康三君） 散歩用が入っていたら言うことはないのですが、避難用のベビーカーがわざわざ要るのかなど、それから施設自体がそういうのに対応できるような状況になっているのかということも疑問がありましてお聞きしたのですが。続いて先ほど総務課長が言われた防災無線なのですが、当初1,200万円が今度は町単で1,600万円、金額もさることながら台数が相当な台数を入れるということで、このことについても以前お聞きしたのですが、現況は今の与論町自体がどれだけ戸別受信機がないのか、そういう調査をあのときにお聞きしたのですが、されていないということでしたが、それからはされていないのかということ。

それから、これはアナログなのかデジタルなのか、そのことについては、いかがでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 今、それは調査中でございます。アナログかデジタルかにつきましてですが、今回の備品につきましてはアナログです。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） はい、分かりました。いろいろ勉強会の中でも、是非アナログにして将来への互換性とかその点も考えた場合、アナログで進められることをお願いしておきます。

それから19ページ商工観光課の分ですが、業務委託料の300万円が県補助工事費の300万円という形の帳じり合わせになっているのですが、これは設計は要らないのですか、もともと。商工観光課長。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） この予算の減額をしました分は、設計委託の予算残ということでしたが、当初池の部分を下駄をはかせて建設をする予定の分が、組み合わせの方が強度が強いという設計業者からの御指導で、そちらの分の方に予算を回してまいりたいと思っています。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 設計業務委託料が工事請負費の300万円にそっくり入れ替わっているのです、これを見た限りは。金額的には。

商工観光課長（久留満博君） その方に付け加えたということです。

5番（喜山康三君） 口ではそう言ってもこの表ではそうなっているでしょう。結局、設計料は丸々要らないで全部工事費になっている格好になっているからこういうことができるものかと聞いているのです。

議長（町田末吉君） 商工観光課長。

商工観光課長（久留満博君） 当初の予算を組みましたときには、建設予定額の5%ぐらいが設計額という御指導だったのですが、その後12%ぐらいに設計額が上がるということでしたので、その予算を組みましたら、実際に入札をしましたら、当初の予算の方で落ちていったということで、中の構想とかをもっと充実した形でやりたいということで、その予算を使わせていただきたいというふうに思っています。

5番（喜山康三君） いいです。

議長（町田末吉君） いいですか。1番。

1番（川村武俊君） 18ページの糖業振興費の方が1億1,539万3,000円、

補正額の方、これは県支出金だと思うのですが、これがカットされたということなのですが、これによって当初予定されていたものが支障ないかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（町田末吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（鬼塚寿文君） この事業は当初瀬路加ハーベスターの事業でございますが、瀬路加機械組合の林俊一さんの所の古いハーベスター、耐用年数が8年を経過しております、9年目ということでその更新事業が認められるということで、この事業を予定していたのですが、22年度のふたを開けてみたらこの事業はなくなりまして、代わりに公募で国の直接採択事業になっておりました。その関係で、組合の方から直接農政局の方に応募いたしましたして当選しています。

事業名は変わりましたが、今年はハーベスター1台が追加になる予定です。

議長（町田末吉君） いいですか。

1番（川村武俊君） 更新のために1台ですか。

産業振興課長（鬼塚寿文君） 更新ですが、古いのも使います。

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（町田末吉君） 日程第6、議案第37号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第37号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入で前期高齢者交付金18万2,000円、繰入金2,107万7,000円、諸収入74万1,000円をそれぞれ追加し、歳出では保険給付費2,024万6,000円、後期高齢者支援金19万9,000円、共同事業拠出金261万9,000円、諸支出金504万6,000円をそれぞれ追加する一方、老人保健拠出金591万9,000円、介護納付金19万1,000円をそれぞれ減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。5番。

5番（喜山康三君） 健康保険税の徴収状況とかについて、簡単に説明をお願いします。状況説明です。

議長（町田末吉君） 税務課長。

税務課長（猿渡ケイ子君） はい、お答えいたします。国民健康保険の徴収状況でございますが、22年度の8月末は22.06ポイント、21年度が20.78ポイントで対前年比1.6と上がっています。以上です。

議長（町田末吉君） いいですか。

5番（喜山康三君） はい。

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（町田末吉君） 日程第7、議案第38号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第38号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で保険料798万3,000円の減額、一般会計繰入金4,098万3,000円の増額、基金繰入金3,300万円を減額計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成22年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

議長（町田末吉君） 日程第8、議案第39号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南政吾君） 議案第39号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で後期高齢者医療保険料52万円の減額、一般会計繰入金64万6,000円の増額を計上しています。歳出で後期高齢者医療広域連合納付金8万1,000円、保健事業費4万5,000円を増額計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。1番。

1番（川村武俊君） 6ページの歳入のところですが、普通徴収保険料が減額になっています。この徴収率というのは分かりませんか。

議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。御質問の普通徴収保険料、6ページの普通徴収保険料でございますが、350万8,000円減額になっています。

当初の調定は少し多めに調定していたわけでございますが、調定額が少し多かつたということで463万7,000円、現年度分の徴収保険料を減額しております。一方、過年度分の普通徴収保険料は130件ちょっとなのですが、132件ほ

ど過年度分の方が増えてくるという形で相殺し、結果的に350万8,000円、現時点では減額ということになりました。以上です。

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 認定第1号	平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第2号	平成21年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第3号	平成21年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第4号	平成21年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第5号	平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第6号	平成21年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第7号	平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

議長（町田末吉君）　日程第9から日程第16までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。
暫時休憩します。

休憩　午前　9時52分

再開　午前10時00分

議長（町田末吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、認定第1号から認定第7号までを一括して議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南　政吾君）　提案理由を申し上げます。

認定第1号、平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について。認定第3号、平成21年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、平成21年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、平成21年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

なお、細部にわたっては各担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（町田末吉君）　町長の提案理由の説明は終わりました。

それでは、各課長より総括的・大綱的な説明をお願いします。子細については特別委員会で審査しますので、その旨よろしくお願いします。

それでは、総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君）　一般会計につきまして説明いたします。資料はお手元に配ってございます主要施策の成果に関する説明書の1ページからでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、一般会計の概要につきましてでございますが、平成21年度の予算規模は、40億3,515万9,000円で、前年度に対し4億5,875万円(10.2%)の減となっています。また、決算額は歳入総額43億1,370万7,000円で、2,198万6,000円の増。歳出総額40億6,713万7,000円で1億7,776万6,000円の増となっています。

平成21年度の決算は、歳入歳出差引2億4,657万円となり、そのうち1億6,600万円を財政調整基金に1,852万4,000円を庁舎建設基金に条例積立を行い、繰越明許費繰越額3,336万2,000円、事故繰越繰越額84万2,000円を翌年度に繰り越すべき財源に充て、残り2,784万2,000円を翌年度繰越金としてあります。次に歳入の状況についてでございますが、町税3億897万9,000円(構成比7.2%、対前年度比98.7%)地方譲与税4,142万7,000円(構成比1.0%、対前年度比93.6%)利子割交付金99万9,000円(構成比0.0%、対前年度比76.7%)配当割交付金15万8,000円、株式譲渡所得交付金6万円、地方消費税交付金4,847万3,000円(構成比1.1%、対前年度比103.1%)自動車取得税交付金684万7,000円(構成比0.2%、対前年度比61.6%)地方特例交付金620万9,000円(構成比0.1%、対前年度比146.1%)地方交付税21億1,887万9,000円(構成比49.1%、対前年度比100.5%)交通安全対策特別交付金75万4,000円(構成比0.0%、対前年度比101.6%)分担金負担金2,058万6,000円(構成比0.5%、対前年度比103.6%)使用料手数料4,234万6,000円(構成比1.0%、対前年度比98.8%)国庫支出金5億1,049万4,000円(構成比11.8%、対前年度比80.7%)県支出金2億5,095万8,000円(構成比5.8%、対前年度比121.5%)財産収入1,964万8,000円(構成比0.5%、対前年度比139.0%)繰越金8,282万1,000円(構成比1.9%、対前年度比27.6%)繰越金2億7,158万2,000円(構成比6.3%、対前年度比2,699.6%)諸収入1億1,228万7,000円(構成比2.6%、対前年度比206.1%)町債4億7,020万円(構成比10.9%、対前年度比98.1%)が歳入の主な内容で、歳入合計は43億1,370万7,000円(対前年度比100.5%)となっています。

続きまして、歳出の状況でございますが、議会費が7,179万7,000円(構成比1.8%、対前年度比103.7%)総務費7億5,507万3,000円(構成比18.6%、対前年度比132.1%)民生費8億2,692万2,000円(構成比20.3%、対前年度比102.4%)衛生費2億1,404万1,000円(構成比5.3%、対前年度比126.6%)農林水産業費4億3,158万4,000円

(構成比10.6%、対前年度比115.0%)商工費1億2,834万8,000円
(構成比3.2%、対前年度比127.3%)土木費4億4,433万9,000円
(構成比10.9%、対前年度比171.9%)消防費1億98万8,000円(構成比2.5%、対前年度比89.3%)教育費4億5,709万円(構成比11.2%、対前年度比65.5%)公債費6億3,695万5,000円(構成比15.7%、対前年度比87.8%)が歳出の内容で歳出合計40億6,713万7,000円(対前年度比104.6%)となっています。

次に、性質別の決算額で構成比の大きい順位で申し上げます。普通建設事業費8億4,058万5,000円(構成比20.7%、対前年度比98.2%)人件費8億3,215万8,000円(構成比20.5%、対前年度比92.5%)物件費7億4,309万1,000円(構成比18.3%、対前年度比150.8%)公債費6億3,695万5,000円(構成比15.7%、対前年度比87.7%)補助費等4億2,112万2,000円(構成比10.4%、対前年度比125.2%)繰出金3億2,297万5,000円(構成比7.9%、対前年度比99.8%)扶助費2億3,757万8,000円(構成比5.8%、対前年度比104.9%)積立金2,296万3,000円(構成比0.6%、対前年度比129.7%)投資及び出資金・貸付金971万円(構成比0.2%、対前年度比95.7%)の順位となっています。

御審議されまして、認定していただきますようにお願ひいたします。

議長(町田末吉君) 総務企画課長の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(町田末吉君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第10号から特別会計も補足説明いりますか。

[「いらない」と呼ぶ者あり]

議長(町田末吉君) いらない、はい、そのように進めたいと思います。

それでは、次に進みます。

日程第16 認定第8号 平成21年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定について

議長(町田末吉君) 日程第16、認定第8号、平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(南政吾君) 認定第8号、平成21年度与論町水道事業特別会計収入支出決

算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成21年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、細部にわたっては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

どうしますか、新進気鋭の水道課長に補足説明させますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） それでは、水道課長。

水道課長（池田直也君） 御説明を申し上げます。21年度の町水道事業の報告を行います。10ページの方をお開きをお願いしたいと思います。

掲示しているとおりでございますが、21年度は給水の行政区分で5,507人の人口でございます。総水量で67万8,012トンの総量でございます。1日平均が1,858トンの総量でございます。その中で有水水量が58万9,793トン、有収率が87.0%でございます。

主な事業の中で建設改良費として浄水場施設整備費に981万2,000円、配水施設整備費として1,276万5,787円、営業施設整備費として184万9,200円の設備投資を行いました。

経理の方でございますが、水道事業収益として1億6,433万8,926円、水道事業費用として1億6,174万6,651円、当年度の純利益は259万2,275円であります。

資本的収入及び支出額でございますが、資本的収入で136万5,085円、資本的支出で5,968万3,403円でございます。収支不足額の5,831万8,318円は減債積立、更に過年度損得勘定留保資金、更には消費税資本的収支調整額で補てんをしています。監査の意見書にもございましたが、事業の財源である水道料金収入は給水人口の減少に伴い前年度対比で2%減少しています。一方、有収率の向上により配水管と維持管理費の消滅削減を図り、本年度会計は前年度に続き黒字で推移していますが、今後とも有収率の向上に努め健全な水道事業の運営を図つてまいりたいと考えています。

若干、補足になりますが、今年度4月1日から9月までの累計で水道料金が相当減っています。というのは、雨が多かったせいもあるのですが、特に7月と8月の

消費量が相当減りまして、今のところ4月から8月末までの累計で513万7,212円の減であります。

昨日もありましたが、観光客とか交流人口を増やして、できるだけ有効に水道事業の運営できるよう御協力をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（町田末吉君） 水道課長の説明は終わりました。これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。

日程第17 特別委員会設置及び委員の選任について

議長（町田末吉君） 日程第17、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までについては、議長と監査委員の福地元一郎君を除く10人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までについては、議長と監査委員の福地元一郎君を除く10人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託し、審査をすることに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓才良君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月27日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

定刻まで御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

散会 午前10時22分

平成 22 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 22 年 9 月 27 日

平成22年第3回与論町議会定例会会議録
平成22年9月27日(月曜日)午後3時19分開議

1 議事日程(第3号)

開議の宣告

第1 同意第 2号 与論町教育委員会委員の任命について
第2 認定第 1号 平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
第3 認定第 2号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
第4 認定第 3号 平成21年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
第5 認定第 4号 平成21年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
第6 認定第 5号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第7 認定第 6号 平成21年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第8 認定第 7号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第9 認定第 8号 平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
第10 陳情第17号 離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情
第11 陳情第14号 瀬根奈池東側道路の新設・改良舗装について
第12 陳情第16号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について
第13 発議第 7号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
第14 発議第 8号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について
第15 閉会中の継続審査・調査について

2 出席議員(11人)

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
6番 本畠敏雄君	7番 坂元克英君
8番 喜村政吉君	9番 野口靖夫君

10番 麓 才 良 君
12番 町 田 末 吉 君

11番 大 田 英 勝 君

3 欠席議員(1人) 欠員(0人)
5番 喜 山 康 三 君

4 地方自治法第121条による出席者(12人)

町 長	南 政 吾 君	教 育 長	田 中 國 重 君
総務企画課長	元 井 勝 彦 君	会 計 課 長	佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長	猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長	沖 野 一 雄 君
環 境 課 長	港 沢 勝 君	産 業 振 興 課 長	鬼 塚 寿 文 君
商 工 觀 光 課 長	久 留 満 博 君	建 設 課 長	高 田 豊 繁 君
教 委 事 務 局 長	野 田 俊 成 君	水 道 課 長	池 田 直 也 君

5 議会事務局職員出席者(2人)
事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開議 午後3時19分

議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 同意第2号 与論町教育委員会委員の任命について

議長（町田末吉君） 日程第1、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について
同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について、提案理由
を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条
第1項の規定により、吉田憲司を与論町教育委員会委員に任命したいので、議会の
議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といった
します。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

10番（麓 才良君） 任命についての方針の確認をいたしたいと思います。以前は
委員の中に女性の代表を入れるということで、これまで女性の委員が就いていたわ
けですが、今回は男性の方が委員になっていますが。この選任の方針について確認
をいたしたいと思います。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） お答えいたします。確かに県の方から教育委員の条件について
ということで、県としての要望という形で委員会の方に指示がきているわけあり
ますが、今まで5人いらっしゃったわけで、その中でできるだけ女性を入れてもら
いたいということ。

またもう1つには、現在PTAで活動している方にやっていただきたいということ
と、その方が5人の中に入るようという形で今まで指導を受けてきたわけあり
ますが、私ども与論町は委員会の方で3人という形になりました、結局PTAで
女性であれば条件がかなうわけあります。そういうことで女性を非常に探したわ
けですが、その前に適材適所といいますか、適任者といういろんな角度から
検討して決めた中から順をおって女性の方からお願いしようということでやつてき
たわけですが、なかなか条件に合う方にお願いできなかったということで、1つの
条件を満たしているPTA関係という形で、お願いをしたわけであります。

それと、現在お願いした方は、地域のことについては本当に精通している方で、また与論町全体のことも公民館活動の中で地域の大所高所からの経験がございますので、非常に適任じゃないかということでお願いをしたわけでございます。

議長（町田末吉君） 10番。

10番（麓 才良君） 今、案件が出ていますその方についてのことではなくて、選任の方針について、お伺いしたところなのですが、県の指導等の中に女性、また現在の保護者の代表の方ということになったら、できるだけ女性、保護者の代表ということでお願いをしたところ、そういう方がなかなかお願いできなかつたということで、今この方を選任したということでよろしいですね。はい。

議長（町田末吉君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（町田末吉君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

日程第2 認定第1号 平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（町田末吉君） 日程第2、認定第1号、平成21年度与論町一般会計歳入歳出

決算認定についてから、日程第9、認定第8号、平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてまでの8件を、一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員長審査報告書のとおりであります。

これから、認定第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（町田末吉君） 起立全員です。

したがって、認定第1号、平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第3 認定第2号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

議長（町田末吉君） 次に、認定第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4 認定第3号 平成21年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定につい

て

議長（町田末吉君） 次に、認定第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成21年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成21年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5 認定第4号 平成21年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議長（町田末吉君） 次に、認定第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成21年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。

認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成21年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第6 認定第5号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（町田末吉君） 次に、認定第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7 認定第6号 平成21年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（町田末吉君） 次に、認定第6号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成21年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成21年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8 認定第7号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（町田末吉君） 次に、認定第7号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに、御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9 認定第8号 平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

議長（町田末吉君） 次に、認定第8号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号、平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、決算審査特別委員長から次の意見書が届いていますので、報告します。

決算審査及び会計監査意見をもとに、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いします。

意見。

1歳入の収入増及び歳出の不用額については、適宜補正予算措置をして、行政サービスの充実に配慮すること。

2未収金の徴収については、町未収金徴収特別対策本部の機能を十分発揮して、課等の連携を図り、徴収率の向上に努めること。

3税金の軽減対策等については、対象者に十分な説明を行うなど、適切な対応に心遣いをすること。

4臨時職員も正職員と一体となって勤務しているので、臨時職員の待遇改善と意識高揚に努めること。

5奄美群島広域事務組合の事業や予算については、大島本島以外の離島にもっと配慮した内容となるよう要望するとともに、内容を町議会に報告していただきたい。

6 野犬の有効な捕獲対策を講じるとともに、狂犬病予防接種率の向上を図ること。

7 給食センターで使用する食材のうち、地元調達が可能なものについては、地産地消のシステムを構築すること。

8 引き続き機構改革等を含めた行財政運営の見直しを行い、住民サービスの向上に努めることを強く要望いたします。

よろしくお願ひします。9番。

9番（野口靖夫君） 暫時休憩をお願いします。

議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 陳情第17号 離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情

議長（町田末吉君） 日程第10、陳情第17号「離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情」を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第17号「離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、9月14日に全委員出席のもと、第1委員会室において開催し審議をいたしました。

本陳情の趣旨は、現在の離島出産支援事業は宿泊費及び交通費の一定額を支給しているが交通費については、飛行機を利用した場合でも船運賃分しか支給されないため、その支援を航空運賃にも拡充してもらいたいとするものであります。

本委員会においては、陳情でも指摘されているように妊婦や女性に対する尊敬と感謝の気持ちを高め、精神面・経済面の双方から出産と子育てに対する社会的な支援を拡充する必要があると認め、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第17号「離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情」について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第17号「離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第17号「離島地域出産支援事業における交通費支援を航空賃にも拡充するための陳情」は、採択することに決定しました。

日程第11 陳情第14号 濑根奈池東側道路の新設・改良舗装について

議長（町田末吉君） 日程第11、陳情第14号「瀬根奈池東側道路の新設・改良舗装について」から、日程第12、陳情第16号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」までの2件を、一括して議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第14号「瀬根奈池東側道路の新設・改良舗装について」、陳情第16号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」、審査の経過と結果の御報告を申し上げます。本委員会は、9月14日全委員出席のもと開催し、担当課長同行のもと現地調査を行い、さらに9月16日全委員出席のもと、担当課長から説明を受けながら審査をいたしました。

陳情第14号は、結論から申し上げますと、採決の結果、その趣旨に賛同することで、全会一致で採択されました。理由を申し上げますと、瀬根奈池東側周辺の環境整備がなされ車両や人の通行量が多いこと、地権者全員の同意が得られ、早期整備の待望論がわき上がっていること、農業生産に大きく寄与すること、が期待されること等からであります。

次に、陳情第16号について申し上げます。本陳情は、去年平成21年9月28日本会議において採択された陳情書と同一の趣旨の陳情書であります。そこで、去年の陳情書を申し上げますと、家計基盤の弱い家庭への子供にかかる給付拡充などの施策の実施が必要であることや、子供たちの教育や進路に影響が出ないための高校教育の無償化、就学援助、奨学金制度の抜本的拡充などを公教育の基盤充実が不可欠であるということで採択されました。そこで、今回の第16号の陳情は、採決の結果、特に異論や意見もなく、全会一致で採択されました。

以上、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第14号「瀬根奈池東側道路の新設・改良舗装について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号「瀬根奈池東側道路の新設・改良舗装について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号「瀬根奈池東側道路の新設・改良舗装について」は、採択することに決定しました。

日程第12 陳情第16号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

議長（町田末吉君） 次に、陳情第16号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第16号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」は、採択することに決定しました。

日程第13 発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

議長（町田末吉君） 日程第13、発議第7号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。9番。

9番（野口靖夫君） 発議第7号「教育予算の拡充を求める意見書」。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者同じく麓才良。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

上記の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。提案理由の御説明をいたします。

現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中退学者も増えています。日本の子供に関する公的支出は、先進国最低レベルであります。諸外国並みに家計基盤の弱い家庭の子供に係わる給付拡充などの施策の実施が必要であります。家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないための、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤拡充が不可欠であります。

そこで、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしくお願ひいたします。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お詫びします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号「教育予算の拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第8号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について

議長（町田末吉君） 日程第14、発議第8号「臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

8番（喜村政吉君） 発議第8号「臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書」。提出者、与論議会議員、喜村政吉。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。同じく麓才良。同じく福地元一郎。

上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由。地方自治は、憲法でいわゆる二元代表制が明確に位置付けられており、議事機関としての議会は、その一翼として首長と対等の立場におかれていますとされています。

しかしながら、現行の地方自治法においては、議会の招集権は、首長にあり、一定の要件のもとにおける臨時会の招集請求権が議長及び議員にあるのみで、地方自治の本旨からして、対等にあるとは言えない現状であります。

また、議長等が臨時会の招集請求を行っても、首長が議会を招集しない事例も出てきており、このことは憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものとなっていますが、現行の地方自治法では具体的な措置を講ずることができません。

そこで、地方自治法の改正による議長への招集権の付与が必要であることから、

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見を提出しようとするものであります。

議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号「臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号「臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続審査・調査について

議長（町田末吉君） 日程第15、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

閉会 午後3時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 福地元一郎

与論町議会議員 野口靖夫